

改正博物館法とは何だったのか

法政大学キャリアデザイン学部 教授 金山 喜昭

はじめに

2022年4月に改正博物館法が公布された(2023年4月施行)。1951年に同法が公布されて以来、初の単独法の改正となった(以下、改正前の博物館法を旧博物館法、改正後の博物館法を改正博物館法とする)。これまで博物館は、社会教育法体系の下に社会教育施設として位置づけられ、市民の教育、学術及び文化の発展に貢献してきた。ところが、改正博物館法は社会教育施設であった博物館からの転換をはかるものとなった。

本稿は、改正博物館法を検証することを目的にする。そこで、改正博物館法とこれからの博物館の在り方について、次のような問いを呈示する。

1. なぜ博物館法は改正されたのか。
2. 改正博物館法は、博物館にどのような影響を及ぼすのだろうか。
3. 改正博物館法の下での博物館の在り方に対して、どのように対峙すればよいのだろうか。
4. 改正博物館法に問題があるとしたら、どのような改正をすべきであったのだろうか。
5. 博物館に隣接する分野(社会教育、図書館、学校教育)の動向はどのようになっているのか。また改正博物館法が諸分野の動向とも密接に関連しているとなれば、博物館関係者が学ぶことは何か。

1. なぜ博物館法は改正されたのか

(1) 不透明な法改正プロセス

改正博物館法の(目的)第1条には、「この法律は、社会教育法及び文化芸術基本法の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健

全な発展を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする」(アンダーラインは筆者による)とあるように、これまでのように社会教育法の精神にもとづくと規定されてきた博物館に、「文化芸術基本法の精神」という文言が新たに加えられた。博物館の活動に、文化芸術の価値の継承・発展や、新たな創造に貢献することを示したものとされている。しかしながら、これはあくまで表向きの言説で、この文言の追加の真意は、博物館に「文化観光」事業を担わせることが背景にあったものと考えられる。

2021 年 12 月に文化審議会から文部科学大臣に提出された答申「博物館法制度の今後の在り方について」に、「文化芸術基本法の精神を踏まえた文化拠点として…明確に位置づけられる必要がある」に違和感をもった長澤成次は、博物館法の根幹にかかわる目的が変更される恐れのあることを指摘した(長澤 2022)。改正博物館法は、長澤が危惧した通り、「文化芸術基本法の精神」という文言が法案に織り込まれて閣議決定を経て国会で可決成立したのである。本書において文化審議会の博物館部会長代理兼ワーキンググループ座長であった浜田が述懐するように、博物館の理念に係る重要なことが、審議会においては、「博物館を観光施設化すること」や「文化観光は地域博物館にそぐわないこと」等の懸念が強く表明されていた(浜田 2025)にもかかわらず、審議会での審議を無視するような措置が、なぜ強引に実施されたのだろうか。

博物館は、市民の生活を豊かにするための文化教育機関である。日本国憲法第 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」のように、国民には文化的な生活を営む権利が認められており、それは学問や表現の自由との両立等と不可分の関係性をもっている。日本国憲法の精神に基づき、教育基本法では、第 3 条に生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されている。更に、第 12 条に「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」(第 1 項)、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めな

なければならない」(第2項)と規定され、国と地方公共団体による社会教育の奨励が規定されている。

このように日本国憲法や教育基本法の規定に照らして、改正博物館法は妥当なものであったといえるのだろうか。いずれにせよ、法改正のプロセスがきわめて不透明であった点は拭いきれない。法改正にあたっては、真摯な議論を通じてその利点や欠点を明らかにすることや、矛盾、疑問、その他の選択肢が可能かどうかの指摘に応えられるかどうかで法改正の良否が判断される(片山 2015)。法改正は、公共の利益の実現の観点から、改正を受け入れなければならないこともある。そのためには、問題点の指摘等に対して誠実に向き合い、合意形成に至るプロセスが透明化され、最終的に皆が納得することが何よりも重要である。

しかし、改正博物館法においては、文化審議会の答申から法案作成のプロセスにおいて閉鎖的で不透明な状況が見られた。なぜ、閉鎖的で、しかも強引に法改正が行われたのだろうか。そこには、文化庁の意向を超えた時の政権(政治)の意思が見えてくる。官僚機構(文化庁)が政治(政権)の意思を受け入れながら、組織の利益を追及していく様子を窺い知ることができる。

(2) 文化経済戦略の登場

今世紀になると、政治(政権)が官僚機構を支配・統制する官邸主導の政治体制が強まるようになった。千葉大学名誉教授の新藤宗幸は、2012年に安倍晋三が再度首相に就任し組閣した第2次安倍政権では、首相に直属する内閣官房と内閣府の組織を強化して、政策の決定権を政権の中枢に集中させたことにより、官僚機構が劣化したと指摘している(新藤 2020)。2014年に内閣官房に内閣人事局が設置され、官邸が各省庁の次官・局長等の幹部職員の人事を掌握することになった。このため、官僚は、官邸から個別の指示がなくても、官邸の意向を「忖度」するようになったと言われている。政権に親和的な有識者をメンバーとする会議によって審議された内容にもとづいて官邸で策定された政策を、各省庁はオペレーションするようになった。

元文科省事務次官の前川喜平は、加計学園問題で安倍晋三首相の「ご意向」により公正・公平であるべき行政が歪められたことや、第1次安倍政権が行った教育基本法の改正(2006年)は、教育に対する全面的な国家統制に通じる門が開か

れ、「個人の尊厳」や「基本的人権の尊重」「国民主権」の原則による憲法に違反する疑いがあったこと等を述懐している（前川 2018）。政権の圧力により官僚の良識はほとんど無視され、立憲主義が機能不全に陥ってしまった様子を物語っている。改正博物館法も官邸主導の政策だとすると、それはどのようなものなのだろうか。

「文化観光」は、2003年1月に招集された第156回国会の小泉純一郎首相の施政方針演説における「観光立国宣言」に遡ることができる（金子 2019）。2006年12月、第1次安倍政権では観光基本法が改正されて観光立国推進基本法が制定され、文化財が観光資源に組み込まれる端緒となった。第2次安倍政権では、同法にもとづく「第三次観光立国推進基本計画」（2017年）は、訪日外国人旅行者数を4000万人・同消費額8兆円（2020年まで）という目標を掲げ、博物館にもインバウンド対策として「夜間開館」や「参加・体験型教育型プログラム」、「多言語化対応」等アクセスの拡充が推進された。

2017年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2017」（「骨太の方針」）が閣議決定され、「文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向け取組を推進」する「稼ぐ文化」への展開が示された。同時期に文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正された。荒川は、この改正は「文化芸術の振興」という本来の目的が後退し、新たに経済的価値が重視される等、法が変容をきたしたことを指摘している（荒川 2025）。同年12月には内閣官房・文化庁により「文化経済戦略」が策定されたように、文化庁の意思とは別に、文化芸術事業は実質的に内閣官房の影響下におかれることになった。内閣官房による「骨太の方針」は錦の御旗のように扱われて、文化庁による関連する法制度の改正が矢継ぎ早に行われ、その一連の法改正の総仕上げが博物館法改正であったと考えられる（杉長 2025）。井上は、国立博物館も文化観光政策に組み込まれていく様子を詳述している（井上 2025）。また、荒川は、文化芸術基本法に裏打ちされた「文化施設としての博物館」を押し出すことにより、「社会教育施設としての博物館」が後退する懸念を表明している。

文化財保護行政も博物館法改正に至る一連の動向と同じように、2018年6月に文化財保護法が改正された結果、「保護」から「活用」に大きく方針が転換した。都道府県に文化財保存活用大綱の制定や、市町村に文化財保存活用地域計画の策

定が求められるようになった。東京都板橋区の事例（小西 2025）とは別に、人材や予算が不足する多くの地方公共団体では政策と実態とが乖離しているという課題がある。また、文化財保護法と博物館法は法体系が異なるため、博物館法には国宝や重要文化財の取扱い規定がない（矢島 2025）、公開承認施設は登録博物館でなくとも一定の条件を満たせば認定をうけることができる等（山本 2025）、双方の法律が連関していないことも課題となっている。文化財の活用が推進されることは、文化財の保存修復にとっては必ずしも好ましいことではない。関根は文化財の生存権、品格、倫理（文化財を敬う心を育てる）ことにも言及している（関根 2025）。

2. 改正博物館法は博物館にどのような影響を及ぼすのか

(1) 新自由主義政策と文化観光

政府が新自由主義による「規制緩和」や「民営化」を推進する政策を推し進めるようになったのは、1980年代後半の中曽根政権による国鉄を含む三公社五現業の民営化に始まる。その後、小泉政権の郵政民営化（2005年郵政民営化法公布）をはじめとする改革等により、私達の日常を取り巻く環境は大きく変化した。安倍政権でも新自由主義による政策は次々に推し進められた。教育分野では、児美川が指摘するように、2006年の教育基本法改正以降の教育改革による民営化（市場化）の問題が挙げられる（児美川 2025）。

2022年4月に制定された改正博物館法は、博物館に様々な影響を及ぼしているが、中でも「文化観光」政策を見過ごすことはできない。それは、博物館運営に大きな路線の変更を強いることが懸念されるからである。2020年5月、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（「文化観光推進法」）が成立した。この法律は、文化の振興（文化の継承・発展や新たな文化の創造等）・観光の振興（魅力ある観光地の形成や国際相互理解の増進等）・地域の活性化（地域の社会的・経済的な発展等）の好循環の創出を図るという観点から、観光（文化観光）を推進するものである¹。例えば、長谷川が紹介するように、徳島県立博物館は、県が策定した文化観光政策にいち早く組み込まれるようになったという（長谷川 2025）。

文化観光推進に必要な財源は、国際観光旅客税法の税収が充てられ、「文化観光

拠点事業」は博物館や美術館等が拠点施設となり、インバウンドのための事業を展開することになる。「文化観光拠点事業」では、博物館における文化観光は博物館をインバウンドの受け皿とすることが意図されており、この補助金の事業は文化観光に係る事業に限られている（博物館資料のデジタル化や展示リニューアル、グッズ開発、イベント関連事業等）。

(2) 博物館の地域活性化とは

博物館が地域の活性化に寄与するとは、地域住民の生活や文化、教育に博物館が貢献することにある。例えば美濃加茂市民ミュージアムでは、美濃加茂市の文化振興課が博物館と文化財保護の担当部署になり、一体的施策を行い、館がそれまで実施してきた地域活動を文化財保存活用地域計画の実施段階でブラッシュアップして展開している。そこには、「文化で稼ぐ」や「経済効果」という観点は見られない（可児 2025）。

日本総合研究所の藻谷浩介らによれば、政府が地域経済の活性化を唱えても「そもそも観光だけではまちおこしはできない」し、「本当の意味で地域が良くなる」という視点がなければならず、地域で暮らす人達のライフスタイルが豊かであることや、地域の生活文化や伝統風俗、自然環境や景観、地場産業の商品やサービスの提供が大切であるという。藻谷らは、日本の観光は、旅行業者、大資本のホテル業、広告代理店等外部の事業者が潤う構図になっているという問題を挙げながら、地域内でモノやサービスの取り引きが活発化し、地域内で経済が循環する自立させる仕組みづくりも不可欠である、と指摘する（藻谷他 2016）。

しかしながら、「文化観光拠点事業」は、文化観光拠点施設と文化観光を推進する事業を実施する者（文化観光推進事業者）、地方公共団体との連携体制による取り組みが目指されているとはいえ、プロジェクトが地域の主体的な企画や取り組みになっているかという観点で見ると、多くのプロジェクトに問題がないとはいえない。

補助金の大半は、博物館のデジタル化を受託する情報産業や展示施設・設備をリニューアルする関係業界に回っており、地域内で経済が循環し、地域が自立できるような地域経済の活性化にはつながっている事例は少ない。

杉長の分析によれば、人口 100 万人を超える多数の博物館が集積する都市や世

界遺産があるような一部の自治体は、訪日外国人の大幅な増加が認められるが、それ以外の大多数の地域の博物館には影響がないという。文化観光の推進を全国の博物館に一律に課す政策は1987年に制定された総合保養地域整備法（リゾート法）の失敗例を想起させると、その危うさを指摘する（杉長 2025）。また、栗原は、日本の博物館は国際的な潮流を無視して考えることはできないとした上で、欧米先進諸国では、博物館はSDGs等の社会的な課題を解決するための機関であり、博物館を観光資源として前面には打ち出しておらず、「観光政策が優位性を占めている国の多くは発展途上国にみられる」と喝破する（栗原 2025）。

(3) デジタル技術を活用する博物館事業の推進

改正博物館法では、デジタルアーカイブを博物館事業に活用することも強調されるようになった。法第3条第1項第3号に新に規定された「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、文化庁次長通知（以下「次長通知」）（2022年4月15日）で、「デジタル技術を活用した博物館資料のデジタルアーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタルアーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと」と記載されている。改正博物館法の制定後、文化審議会の博物館部会に「博物館DXに関する取組の整理（仮称）」が設置されて、2023年2月に「博物館DXの推進に関する基本的な考え方」が示された（佐々木 2025）。栗原は、博物館DX（デジタル・トランスフォーメーション）は、単なるデジタルアーカイブ化またはデジタル化ではなく、コレクションの記録に関わるすべての活動（記録の作成から維持管理・公開まで）を幅広い視点で捉え、業務全体をデジタル化するものであるが、現在国内の多くの博物館はコレクションの記録作成・管理等の管理体制が十分ではない、すなわち「デジタルアーカイブ」の前段階が未整備となっていることを問題視する（栗原 2025）。

博物館では、受け入れた資料は台帳に登録し、資料カードを作成してきた博物館のデータベースはデジタルに置き換えられつつある。デジタルアーカイブとは、データベース化にとどまらず蓄積したデータを検索可能な状態に整理し、ネットワークを構築して活用することをいう。ネットワークを構築して横断検索

できる「サイエンスミュージアムネット」²や「全国美術館収蔵品サーチ「SHŪZŌ」³等のプラットフォームのように都道府県域を越えたものや「信州ナレッジスクエア」のように県立長野図書館がホストとなり、県内の県立や市立の博物館・図書館・アーカイブ（MLA）との連携により、地域の情報検索と資料を活用することができるポータルサイトもある（佐々木 2025）。博物館 DX とは、デジタル技術を活用した博物館の業務全般の効率化を目指している。

改正博物館法では、デジタルミュージアムも登録博物館になれることができるようになった⁴。改正省令（施行規則）の次長通知（2023 年 2 月 10 日）の留意事項では、「博物館資料をデジタル化して展示する施設については、通常の博物館と同様に法令、条例または定款等によって設置され、館長、学芸員及びその他の職員が配置されている場合、展示以外の博物館活動（資料の収集・保管、教育普及、調査研究等）の観点を踏まえることで登録対象と考慮して差し支えない」との記載があり、登録博物館の対象にデジタルミュージアムを加えている。実際に、千葉県教育委員会は、「デジタルミュージアム」を標榜する大網白里市デジタル博物館を登録博物館に認定した（2024 年 3 月 29 日付）。とはいえ、専用施設がなくては登録制度の参酌の基準（法第 13 条第 1 項第 3～第 5 号及び施行規則第 19 条～21 条）をクリアするものではない。デジタルミュージアムは、あくまでもデジタルアーカイブであり、博物館の中に「デジタルミュージアム」を含めることには違和感がある。栗原は、次長通知が記すデジタルミュージアムは、文化審議会の博物館部会で議論しておらず、ICOM が定めるミュージアムの定義でも想定外であり、学問的な裏付けがあるとは思えない（栗原 2025）と、デジタルミュージアムの在り方に警鐘を鳴らしている。

文化観光拠点施設の補助事業を実施している博物館の中には、収蔵資料の画像データベースの作成、高精細デジタル画像を用いたプロジェクトマッピング、仮想体験等デジタル技術を活用した事業に取り組んでいる施設もある⁵。文化庁が 2022 年度から開始した Innovate MUSEUM 事業でもデジタル技術を活用することが条件に組み込まれている。デジタルコンテンツを用いたオンラインツアーや、所蔵品のデジタル・データベースの製作・公開、標本の 3D 動画や AR 技術を用いた展示等のように、デジタル技術を活用した事業が推進されている。こうした補助事業は、博物館がデジタル技術を採用する契機となり、その普及に

影響を与えたといえるが、デジタルの情報発信を継続するためには情報の追加・更新、システムの更新（マイグレーションを含む）が不可欠である。文化庁の補助事業が終了した後も博物館や設置者（地方公共団体）が、そのために必要な予算措置をすることができるかどうか問われるところである。

3. 改正博物館法の下での博物館の在り方に対して、どのように対峙すればよいのか

(1) 博物館の規制緩和と民営化

先述したように、改正博物館法の背景には、政府の新自由主義政策のもとに、公的部門に対して規制緩和や民営化が行われてきた。「バブル崩壊」をショック・ドクトリン（クライン 2011）にするかのようにして、政府は 1990 年代に電気通信、金融サービス、交通運輸等の規制緩和に着手した。博物館でも公立博物館の「設置基準」が規制とみなされて、学芸員数や施設規模に関する数値目標が撤廃され、国立博物館の独立行政法人化（2001 年）、公立博物館に指定管理者制度が導入（2003 年）された。新自由主義政策と表裏一体ともいえる行政改革によって、平成の市町村合併を実施した地方公共団体を中心に博物館（資料館等を含む）の統廃合も行われた。博物館運営に事務事業評価（博物館評価）が採用されるようになり、入館者数の増加や顧客満足度を高めることが目的化するようになると、博物館資料の管理や調査研究等の博物館の基本的な業務の優先順位が低くなるという問題も生じている。人員や予算の削減（シーリング）や学芸員の非正規職の増加（正規職の減少により専門人材が育ちにくい）等の問題は、博物館の持続可能性を脅かす事態を招いている。

(2) 「より多く」「より遠く」「より合理的に」原理の行き詰まり

イギリスの社会学者アンソニー・ギデンズ（Anthony Giddens）は、近代社会が時間と空間を分離させ、「象徴的通標の機能としてのメディア」（鉄道・郵便・電信・電話・新聞・ラジオ・テレビ等）と「専門家システムの帰結としての科学技術」を、絶え間なく発展させ拡張していくことを繰り返してきたと指摘する（ギデンズ 1993）。ギデンズの見解を踏襲した、経済学者の水野和夫は、中世から近代になると、鉄道の登場により陸上輸送はスピーディになり、「地理上の発見」

はヨーロッパの域内から新大陸やアジアに市場を拡大し、科学技術（合理性）は技術の進歩ばかりでなく、国家統治にも影響を与えて国民国家という政治システムを構築したと指摘している。水野は 21 世紀になると、「より速く」「より遠く」「より合理的に」が行動原理になり、行動原理の例示として、「より速く」は金融取引のハイ・フリークエンシー・トレーディングのように 1 万分の 1 秒で買い、1 万分の 2 秒後に売ることができる電子取引の登場、「より遠く」はアフリカを取り込んだグローバル化による世界の経済の一体化、「より合理的に」は物理的な空間を凌駕して高性能のコンピューターによる仮想空間の創出による金融取引をあげている。水野は、こうした近代の行動原理が 2008 年のリーマンショックを引き起こしたように、これらの行動原理に依拠した資本主義は限界に達していると指摘する（水野 2023）。

こうした近代の行動原理の延長線上に博物館をおいてみると、バブル崩壊後の「失われた 30 年」に博物館には、「より多く」「より遠く」「より合理的に」という行動原理が強いられてきたと考えられる。この時期に新たに彩られた新自由主義による政策は、博物館にも様々な歪みを引き起こしている。

「より多く」の事例は、行政の事務事業評価（博物館評価）に典型的に見られるように、入館者数や収入額等の数値目標を達成することが優先される事態である。目標を達成しなければ、翌年度の予算に影響を与える等のペナルティが科されることも多い。「もっと増やせ」ということが「成果」とされると、博物館の現場は数値に一喜一憂することになり、数合わせのために集客力が見込まれるイベントを実施せざるを得なくなる。継続的に数値目標の達成を求められると、博物館の体力は消耗していき、博物館の事業の質的向上よりも数値目標を重視する、まさに「入館者数を増やさなければならない」という強迫観念にとりつかれることは病理的ともいえる。

「より遠く」の事例は、海外の著名な美術館から作品を借りて、大量の入館者（入館料収入）を目論むブロックバスター展である。美術史家の高橋明也によれば、「ミロのヴィーナス展」（1964 年）、「ツタンカーメン展」（1965 年）、「モナ・リザ展」（1974 年）等の展覧会が行われた時代は、海外の美術館との友好的な文化交流という意味合いをもっていたが、バブル経済が崩壊して以降、双方の美術館とも資金繰りが苦しくなり、日本側の主催者は安価な投資で高い収益をあげる

ために、大型の「〇〇美術館展」を数多く手掛けるようになり、ブロックバスター展とは、商業主義的な大型の展覧会を揶揄する意味が込められるようになったという（高橋 2019）。

「より合理的に」の事例は、国や自治体による行政改革が博物館にも様々な影響を及ぼしているということである。指定管理者制度は、公共施設において経費削減とサービス向上を図ることを目指してスタートした。博物館でも民間団体が運営する途が開かれ、民間の柔軟な発想やノウハウを運営に活かすことができるとされた。しかしながら、設置者は運営経費を抑えることを最優先にするため、職員は公務員より人件費が抑えられている。そのため学芸員はライフプランが立てられず、やむなく離職や転職するケースが多い。直営の公立博物館でも正規職学芸員を縮減するため、学芸員を会計年度任用職員として採用することが増加している。働く者のキャリア権（諏訪 2005）を損ねる「官製ワーキングプア」（上林 2015）を引き起こしている。このことは、博物館にとっても資料管理や調査研究、展示、教育普及活動をはじめとする地域との連携等、学芸員が培ってきた経験を損失することになり、博物館の安定的、持続的な運営に悪影響を与えている。

(3) 「より質を」「より近く」「より持続的に」原理への転換を目指す

改正博物館法の眼目といえる「文化観光」や「デジタル化」の推進は、こうした「より多く」「より遠く」「より合理的に」という路線の延長線上にある。博物館は、「より遠く」の訪日外国人観光客を「より多く」受け入れようとする一方、「より合理的に」デジタル技術を駆使して効率化（DX化）することを目指している。

しかしながら、これからの博物館には、こうした新自由主義に彩られた近代の行動原理を問い直し、「より質を」「より近く」「より持続的に」という新たな行動原理を模索することこそが求められている。

新たな行動原理となる「より質を」とは、資料の収集、整理保管、調査研究、教育普及という博物館としての基本的な機能のバランスを図ることである。博物館登録制度は、それらを担保するための措置だと考えてよい。しかしながら、多くの博物館ではコレクション管理（収集、整理保管）は日常業務となっておらず、資料台帳の未整備や収蔵庫の満杯等の問題を引き起こしているために調査研究や

教育普及活動にも支障をきたしている。

イギリスでは、コレクション管理方針や関係文書（規程）を整備することにより、資料の収集、受入れ、登録、収蔵管理、保存、除籍・処分、活用等の諸作業をシステムとして組織的に運用している。具体的には、『スペクトラム』というコレクション管理の標準書が1990年代から実用化されており、日本の博物館登録制度にあたる認証制度では、それを使用することが前提条件になっている。日本でも『日本版スペクトラム』のような標準書の作成と普及が急務となっている。

そうした問題を解決するためには、予算や人員を確保することであるが、それが難しければ当面は展覧会やイベントにシフトしている業務内容を見直すことである（田中 2023）。博物館は、展覧会の回数を減らして会期を長くすることや、慣例的なイベントを見直すことである。また、設置者はコレクション管理の業務を「見える化」するために、事務事業評価（博物館評価）に適正に位置づけることにより、博物館を取り巻くステークホルダーにコレクション管理に対する理解を促すことである。市立函館博物館のように、経営資源に制約がありながらも、博物館の諸機能の充実化を図るとともに、「博物館の見える化」等の課題解決に取り組んでいる事例もある（奥野 2025）。

また、博物館の質を保証するためには、誰もが利用できる博物館にすることも大切である。利用者の年齢、人種、性別、宗教、言語、社会的な身分を区別することなく、すべての人達が平等に利用できるように博物館は開かれた存在でなければならない。そのためにはアクセス（access）という考え方が不可欠である。博物館にとってのアクセスとは、施設やコンテンツ、専門知識等に関わる機会を意味する。ところが、すべての利用者が同じ機会をもっているとは限らない。身体や能力、年齢、性別、文化的または社会的背景、信仰、言語、場所、経済力等が障壁となって、博物館の利用を妨げる可能性がある。博物館に関心を持つことができない人、学習障害のある人、その国の共通言語を理解できない人もいる。他にも博物館が扱う文化が自分たちの文化と異なるために興味を持っていない人や、地理的に離れているために訪れることが困難な人等のように様々である、博物館のアクセス対策とは、そのような障壁を最小限に抑える措置をいう。訪日外国人に対しても、このアクセスを保証することは必要であるが、インバウンドが優先される方策ではないことを肝に銘じるべきである。

「より近く」とは、コレクション管理の体制が整備されるようになれば、ブロックバスター展等のように遠方の他館のコレクションに依存することなく、学芸員は自館のコレクションの価値を最大化することができるようになる。

地域博物館は、コレクションを用いて、年齢や経歴の区別なく、興味や関心を同じくする人々が集い、話し合い、参加することを通じて緩やかな社会関係を築くことができる公共空間である。市民がサークルをつくり、調査や整理、展示等に参加する「市民参加型」の活動に見られるように、博物館は市民の日常空間の一部として生かされる。また、博物館は歴史や自然等を題材にする自己学習やグループ学習を通じて、知的な学びばかりでなく、地域の文化や自然の価値を学び、コミュニティの懸け橋になることを学び、民主主義のルールを学ぶ場にもなる⁶。

「より持続的に」とは、博物館の恒久性を維持・確保することである。博物館は人類の有形及び無形の遺産を収集し保管活用する恒久的な文化・教育施設である。とはいえ、現状を見ると、博物館は本当に恒久的な文化・教育施設だといった切れるのだろうか。博物館の持続性を担保するために必要なことはいろいろ考えられるが、特に安定的な財務基盤を確保することが重要である。多様な財源を確保することや、収益構造の見直し、外部資金の獲得、人材のマネジメントのスキルアップ等のように経営基盤を安定化させることが必須である。そのためには、自館の理念や方針、資料の特性や活動実績等を対外的に示せるようにする。学芸員の雇用の安定化を図るとともに、多様な専門能力が求められる博物館現場の状況に鑑みて、研究能力ばかりでなく、コレクション管理やマネジメント、ファンドレイジング、デジタル技術等のように、現場のニーズに応えられる人材を育成、登用することが必要である。

大学院教育の取り組みとして、専門的職員の基礎資格として、資料の研究を基盤に博物館機能の概括的な知識と技術を修得した上で、学習支援活動や保存修復、データ資料管理等に特化した教育（駒見 2025）や、國學院大學大学院のように、高度人材育成を図るために博物館学の理論としてのミュゼオロジーと、実践としてのミュゼオグラフィとのバランスをとる教育が提言されている（内川 2025）。また、静岡文化芸術大学のように「博物館実習」以外に「博物館資料論」や「博物館情報・メディア論」でも博物館と連携した実習を行うことにより、受講生に多様な現場経験を体得させる試みも注目される（田中 2025）。

4. 改正博物館法に問題があるとしたら、どのような改正をすべきであったのか

旧博物館法が制定されてから70年余りが経過したが、その間に博物館を取り巻く社会環境は大きく変化し、運営面でも様々な問題が生じている。博物館法改正は、国民の生活と福祉を向上させることを目的にして博物館の在り方を見直し、その実現のために人員や予算の不足、指定管理者制度の在り方、未整理の資料、収蔵庫の満杯、学芸員非正規職の増加、施設の老朽化等の諸問題を解決するために行われるべきであった。ところが先述したように、法改正は政治（官邸）主導で行われた。博物館の諸問題を放置したまま、新たに「文化観光」や「デジタル化」という努力義務が課せられ、ますます博物館に内在する問題は複雑な様相を呈している。絡み合った糸を少しでも解きほぐすためには、いろいろな考え方や手法があるだろうが、筆者は登録制度、指定管理者制度、学芸員養成制度について改善策を提案したい。

(1) 登録制度の見直し

最初に、登録博物館と指定施設の差別化をはかるために登録制度を見直すことを提案する。登録博物館と指定施設の違いは、学芸員の配置の有無（指定施設は「学芸員に相当する職員」）と開館日数（指定施設：100日以上）ぐらいで、博物館の体制や事業の取り扱いに大きな違いはない。

文化庁が示している「博物館の登録に係る基準を定めるに当たって参酌すべき基準」（施行規則 19～21 条）を読み解いた「登録審査の観点と確認事項」（以下、「審査基準」）は、多くの博物館が登録できる最低水準となっている。「審査基準」のなかでも、コレクション管理に係るそれは実効性をもたないという問題（金山 2025）を勘案すれば、今後、他の「審査基準」も含めて見直すことが望ましい。それに合わせて、鷹野が指摘するように登録博物館の審査を更新制⁷にすれば、法改正で登録制度を見直そうとした本来の趣旨に照らして博物館の質を向上させることができる（鷹野 2025）。

それに比べて、指定施設は博物館として実質的に機能していれば、指定施設になることを妨げないように配慮する。つまり、登録博物館の「審査基準」を現行より水準を上げる一方、指定施設は水準を下げて、両者の差別化をはかる。はじめは指定施設でも登録博物館の新たな「審査基準」に適合すれば、次の段階は登

録博物館に移行することができる仕組みにする。指定施設から登録博物館になるようなサポート体制を組み込むことにより、地域における博物館の連携も促進することが見込まれる。芳賀は、博物館の制度や運営の実態に精通した第三者機関を実施主体とした一級認証博物館と二級認証博物館から成る認証制度への転換を提唱する（芳賀 2025）ように、その差別化については今後再考することが求められる。

(2) 指定管理者制度の運用上の助言

次は、設置者（地方公共団体）による指定管理者の運営を改善するために、経営の持続可能性を担保する措置を講じることである。2003（平成 15）年 9 月に地方自治法の一部が改正されたことにより公の施設に指定管理者制度が導入された。この制度が博物館にも適用されてから 20 年余りが経過するが、契約期間や職員の待遇問題、運営の継続性が担保されないために博物館には不向きだとされてきた。制度導入により、一部の博物館では質的な向上が見られるが、多くの博物館では経費削減のために導入されているため、指定管理者の経営努力を促す仕組みとされる利用料金制度が導入されても、増加した収入分を運営管理の経費は充当されるために指定管理者のモチベーションが削がれている。しかも学芸員の給与水準は、一般的な公務員の年収額より低く設定されて昇給も見込まず、契約期間も定められているため雇用不安を引き起こしている（金山 2020）。

2010 年 12 月 28 日、総務省自治行政局長から発出された「指定管理者制度の運用について」（通知）は地方公共団体に対して、指定管理者制度が価格競争による入札とは異なること、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮をすること等について助言したが、翌年の東日本大震災の発生や政権交代等もあり、残念ながら実効性を伴うものにはならなかった。そこで改めて指定管理者制度の適正な運用を促すために博物館法施行規則に、「（設置者に）博物館経営の持続可能性を担保する措置を講じること」を促す趣旨の規定を定めることを提案する。

(3) 学芸員養成制度の見直し

もう一つは、学芸員養成制度についてである。改正博物館法では、学芸員資格

制度の見直しは行われることなく、2024 年 6 月に学芸員養成課程の「博物館に関する科目」の科目名と単位数は現状維持のまま、そのねらいと内容を修正した「学芸員養成課程の科目のねらいと内容及び博物館実習ガイドラインの改訂について（通知）」が文化庁から示された。学芸員養成制度の見直しについてはいろいろな見解（栗田 2021、浜田 2023、芳賀 2025 等）があるとはいえ、筆者は次のように考える。

学芸員資格は、博物館法にもとづく国家資格でありながら、登録制度や免許状制度が採用されてはおらず、学芸員資格は学芸業務を独占するものでも、学芸員という名称の使用制限をもつものでもない。学芸員として採用されて、初めて学芸員を名乗ることができる「任用資格」である。学芸員という職種が社会的にさほど評価されていないのは、学芸員資格が「任用資格」であることや業務独占、名称使用の曖昧さにも一因がある。また、学芸員養成に係る大学間の教育上の質のばらつきを是正することや、学芸員志望者に専門能力・知識の向上をはかり、学芸員に就く道筋をつけることも課題になっている。

こうした課題を解決するために、学芸員資格に試験認定制度を導入することにより、これまでの任用資格を変更して、登録制度または免許状制度を採用することを提案する。試験認定を採用する利点は、大学間の教育上の格差を解消するとともに、学芸員養成の教育力の向上を図るものである。現行の博物館関連の法定科目や単位数は最低基準となっているが、この制度が実施されれば、大学ごとの判断により科目や単位数を上乘せてカリキュラムの充実を図る取り組みや、担当教員が研修等で連携・協力が進み、学芸員養成の教育水準の底上げにつながる事が期待される（金山 2023）。

5. 隣接分野の動向から博物館関係者が学ぶことは何か

社会教育や図書館、学校教育の隣接分野は、博物館のそれとは異なるものの、いずれも教育基本法を母法していることに鑑みれば、同じプラットフォームに位置している。博物館と隣接する分野の動向は、もしかすると博物館関係者が見過ぎてきたことに大きな気づきを与えてくれるかもしれない。そして、博物館の過去と将来を展望するために、客観的な立ち位置から示唆や含意を得ることも期待される。

(1) 教育政策の転換の共通性

社会教育や学校教育の動向を踏まえると、戦後の教育政策が大きく転換したという共通認識を共有できることが明らかになった。

児美川は、その経緯を次のように述べる（児美川 2025）。中曽根政権による臨時教育審議会（以下、臨教審とする）の発足（1984年）にはじまり、第1次安倍政権における教育基本法の改正、そして第2次安倍政権のもとにおかれた教育再生実行会議は、「ポスト戦後型」の教育政策過程への転換（道德の「教科」化、高大接続改革、教育委員会制度の改変、小中一貫教育の制度化、専門職大学（専門職短期大学）の創設、教育機会確保法の制定等）を決定づけた。これらの教育政策過程は、それまでの意思決定（自民党文教族—中教審—文部科学省）よりも上位の政治レベル（首相官邸等）でなされ、文科省や中教審は決定されたことを学校制度に着地させる法制度を検討する「下請け機関」になってしまった。さらに「Society5.0」が国家戦略化されてからは、首相官邸だけでなく経済産業省や内閣府までが教育政策過程に登場するようになった。

博物館を取り巻く制度改変でも、具体的な政策や制度は異なるものの、同じような筋書きとスピード感をもって行われた（浜田 2025、杉長 2025）。国家戦略となった「文化経済戦略」は、同じような陣容によって博物館政策が打ち出されていき、博物館は文化観光拠点施設に変容を強いられる事態に陥ってしまったのである。

(2) 戦後の博物館の原点を確認する

佐藤は、社会教育法の理念を次のように整理する（佐藤 2025）。教育基本法第2条（教育の方針）の下に、社会教育法第3条が規定するように、社会教育とは国民が自ら学んで文化的な生活、創造に参加する過程であり、国及び地方公共団体はそのための環境醸成責務を負う。国民＝「利用者・住民」、すなわち、その主体は「参加者」あるいは「学習者」である。社会教育法体系の基本理念は、①平和で民主的な社会における自己教育・相互教育の重視と、地方公共団体は内容に干渉せず環境を整えるという公共性の論理。②社会教育施設の教育機関としての自立性を保障する職員体制（館長及び司書、学芸員等の専門的職員）。③公共施設（私立を含む）としての公開性と学習機会の保障、及び無償制原則。誰もが身近な

施設として利用できるという原則。④住民参加。の 4 項目からなる。ここでいう「参加者」は主体者であって、「受益者」ではないことに、博物館関係者は留意しておくことが望まれる。1960 年代～80 年代は、社会教育の場で人々が自由に学ぶということが国民の権利であるという考え方が定着した時代であった。1970 年代～80 年代に伊藤寿朗が提唱した地域博物館論や第三世代博物館論（伊藤 1993）は、社会教育学からアプローチした博物館論の特徴を呈し、博物館関係者ばかりでなく社会にも受容された。

ところが、佐藤は臨教審で「生涯学習体系への移行」が提唱されことを契機に、学習を個人的にとらえることと、学習者を「受益者」とみなし、それによって民間事業者の参入による生涯学習の産業化への道が開かれ、変容がもたらされたとし、その後指定管理者、民間事業者による商業的な収益事業としての文化・スポーツ振興が「生涯学習の理念」の条項の下に導入され、教育委員会における社会教育が縮小、弱体化したことを指摘する（佐藤 2025）。社会教育主事については、1959 年の社会教育法改正によって都道府県ばかりでなく、市町村にも必置とされて、学校教員に社会教育主事任用資格を取得させて市町村の社会教育主事として発令することが可能になった（1974 年から学校教員の派遣社会教育主事給与への国庫補助）のに、1998 年に地方分権改革の規制緩和の対象になり、国庫助成は廃止されてしまった（久井 2025）。2019 年の第 9 次地方分権一括法案により、社会教育施設の首長部局移管が可能となる。参議院で付帯決議（国民の知る権利、思想表現の自由、政治的中立性）が明記されたとはいえ、社会教育政策は「市場化」の推進により生涯学習政策に転換することで、民間に参入を開放して弱体化していった。

同時期には博物館政策からも社会教育の理念が希薄化していく。新自由主義や新自由主義教育が、1990 年代後半（～2010 年代後半：第 2 期）頃から社会に浸透するようになる（児美川 2024）と、それは博物館を取り巻く環境にも影響を与えた。文部省の委託を受けて日本博物館協会が作成した『対話と連携の博物館』（日本博物館協会 2000）では、博物館は生涯学習社会の市民需要（ニーズ）と博物館が抱える諸問題とのジレンマをいかにして効率的に埋めていくのかの正念場にあるとして、その解決のために「対話と連携」の博物館運営という方向性が示された。その中には、博物館が人々にとって身近な存在になり得るために博物館事業

の「見える化」をはかる「評価と認定」制度も有効とされた。しかし、現実の博物館は利用者数を増やすために展覧会やイベントに事業がシフトし、地方公共団体の行政改革における事務事業評価（博物館評価）では、受益者（利用者）の利用回数や満足度に評価のウェイトが置かれるようになった。2004年の川崎市市民ミュージアムの包括外部監査のように、費用対効果（総経費に対する利用者一人当たりにかかる経費）の観点から「民間企業であれば倒産状態」という結論は、その象徴的な事例だといえる。こうして「対話と連携」の博物館は、その理念とは裏腹な現実と向き合わなければならなかった。

学芸員は社会教育主事のように地方公共団体の必置義務ではなかったものの、1973（昭48）年に「公立博物館の設置及び運営に関する望ましい基準」（通称「48基準」）に都道府県や市町村ごとに学芸員数の基準が示されたおかげで学芸員数は増加したが、2003年に規制緩和の対象となり廃止された。その後、学芸員は正規職が減少したものの、非正規職が増加し、見かけ上の総数は増えた。こうした状況により、学芸員の雇用問題ばかりでなく、博物館は質の低下や館自体の持続可能性が脅かされる事態に陥っていることは、先述したとおりである。

（3）教育基本法改正と博物館への影響

2006年、教育行政の憲法といえる教育基本法が改正されたことに対して、佐藤が述べるように、当時、教育学関連15学会は国家による教育の介入であるとして反対した。同法第2条（教育の目標）に追加された「我が国と郷土を愛する」「豊かな情操と道徳心を培う」等のような道徳律は、本来、政治的に中立であるべき教育に国家が介入するルートをつくるもので、上位法の憲法を無視するかのような法改正そのものに問題がある（児美川・前川2022、児美川2024）。

一方、教育基本法の改正については、博物館関係団体から目立った動きは何も起きなかった。むしろ教育基本法改正の影響は、同年に「これからの博物館の在り方に関する調査研究協力者会議」が設置され、『対話と連携の博物館』の見解を下敷きにして、『新しい時代の博物館制度の在り方について』（これからの博物館の在り方に関する調査研究協力者会議2007）がまとめられ、博物館登録制度や学芸員養成制度の見直しが提言された（佐々木2017）。そこには教育関係団体が改正教育基本法に対する警戒感や悲壮感のようなものはなく、博物館関係者には将

来の博物館法改正を射程に入れた提言として受けとめられた。

とはいえ、博物館のなかには、改正教育基本法において、教育目標の一つとなった「郷土を愛する」という文言が何のためらいもなく受け入れられ、戦前の忠君愛国の思想教育につながりかねない「教育目標」が、いとも容易く博物館の施策に登場するようになった。教育現場では、道德の「教科」化として組み込まれるようになり、教育関係者は国家主義的な教育への傾注を危惧している。幸いなことに、博物館には制度的な縛りによって強要される事態にはなっていないが、自分達には必ずしも無関係だとは言いきれない。

歴史系博物館の近代・現代史の展示は、しばしば中立性が取りざたされるように、政治的な干渉からいかに距離を置くことができるかが課題となっている（久留島 2020）。また、本書で笹川孝一は、多くの国立・公立博物館の展示のように、現代史の欠落や統治者・主権者としての市民が登場しない傾向は「日本国」が自画像を描けないことによるものだと指摘する（笹川 2025）。

(4) 博物館の存在意義

さらに、児美川は、小中学生の学校に行かない / 行けない子どもの増加や、高校生の「非学校」傾向の子どもの増加等の問題に対して、日本の学校のあり様（学校の存在意義）が問われているのに、文科省はそれを前提にした政策を打ち出せないことを指摘する（児美川 2025）。

この文科省の教育政策の手詰まり感と、あえて文化庁の博物館政策とを照らし合わせてみよう。結論から言えば、やはり同じである。慢性的な経営資源（人員、予算、施設・設備等）の枯渇化、収蔵庫問題、施設の老朽化、学芸員の雇用問題（非正規採用の増加）等の諸問題が負の連鎖を引き起こしている。もはや観光政策に追従する博物館政策の限界性が見えており、将来の博物館に活路が見いだせるとは到底思えない（栗原 2025）ばかりでなく、博物館の本来業務を圧迫し、経営資源を消耗させている（杉長 2025）。繰り返しになるが、多くの博物館の収蔵庫が満杯になり、コレクションが活用できる体制になっておらず、しかも解決の見通しはほとんど立っていない。文化庁は、こうした日本の博物館が直面する問題に真正面から向きあってほしい。博物館を文化観光施設にする文化庁の博物館政策は、明らかに博物館の実態から乖離している。公共施設である博物館の存在意

義が改めて問われなければならない。

一方、改正博物館法では、株式会社（営利企業）が設立した博物館でも新たに登録博物館になれるようになった。現在、民間の博物館は大きな役割を担っており、株式会社（営利企業）の参入も進むだろうし、公立博物館も更に変容していくであろう。これらの動きを止めることは困難である。いまさら社会教育機関としての博物館論のように原点回帰を促すことも現実的ではないかもしれない。しかし、社会教育の理念（自己教育・相互教育、公共性、公開性と学習機会、無償制の原則、住民参加等）は維持・保障されなければならず、博物館の多様性や性格に応じて柔軟に対応することが求められる。

(5) 今後の博物館政策に向けて

児美川は、教育改革（改悪）はこの先も何が起きるかわからない様相を呈しているという。新自由主義教育の潮流は止まることを知らない。以前は、教育基本法の改正や、現行学習指導要領の改正が終着点（自民党文教族が目指す戦後教育の総決算）だと思われていたが、文科省は経産省や内閣府に乗り込まれた状態のまま、教育 DX や Society5.0 に向けた教育改革によって公教育の「市場化」「民営化」や教育産業の公教育への侵入が、今後も昂進することが予想される（児美川他 2022、児美川 2024）。

博物館について言及すれば、博物館が「より近く」「より質を」「より持続的に」の原理を担保できるように政策の転換を図ることである。そのためには、栗原が提案するように、日本博物館協会や全国美術館会議、ICOM 日本委員会等、博物館関係団体と専門家が結集して国や自治体に積極的に政策提言を行うことも必要である（栗原 2025）。また、公共機関である博物館の質を保証するために、誰が、どのように評価するのかという観点から考えると、設置者や博物館ごとの事務事業評価（博物館評価）ではなく、国や自治体から独立した日本博物館協会のような第三者機関が、現行の登録審査基準を見直し評価するとともに、審査結果を公開する体制づくりを構築することも必要である。第三者機関による評価が実施されれば、現行の登録制度の審査に見られる審査主体と審査対象の一致（都道府県や指定都市の場合）のような審査の公平性の問題（杉長 2025）についてもクリアできる。改正博物館法をめぐるこうした課題に、どのように向き合うかが問われ

ている。

参考文献

- 荒川裕子 2025「文化施設としての博物館——文化芸術基本法との関係から——」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社
- 伊藤寿朗 1993『市民の中の博物館』吉川弘文館
- 井上洋一 2025「国立博物館における文化観光」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社
- 内川隆志 2025「学芸員養成と大学院における博物館学の学びについて——國學院大學大学院における実践を踏まえた提言——」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社
- 奥野 進 2025「古くて新しい博物館 新しい博物館に向けて」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社
- 片山善博 2015『民主主義を立て直す』岩波書店
- 金山喜昭 2020「第 1 章 指定管理者と博物館の動向」『転換期の博物館経営』（金山喜昭編）同成社
- 金山喜昭 2023「博物館法改正と学芸員養成の在り方について—全国大学博物館学講座協議会のアンケート結果の分析より—」全博協研究紀要第 25 号
- 金山喜昭 2025「改正博物館法とコレクション管理をめぐる問題——博物館登録制度の参酌基準の解釈について——」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社
- 可児光生 2025「地域資源に向き合うミュージアム」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社
- 金子淳 2019「博物館と文化財をめぐる政策的動向」月刊社会教育第 63 巻第 11 号
- 上林陽治 2015『非正規公務員の現在』日本評論社
- 栗田秀法 2021「間に合う学芸員取得者の養成は可能か——新たな学芸員養成課程への課題と展望——」『博物館の未来を考える』（「博物館の未来を考える」刊行会編）中央公論美術出版
- ギデンズ・アンソニー 1993『近代とはいかなる時代か？——モダニティの帰結——』（松尾精文・小幡正敏訳）而立書房
- クライン・ナオミ 2011『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く』（幾島幸子他訳）岩波書店
- 栗原祐司 2025「博物館政策の国際的潮流と博物館法改正」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社
- 久留島浩 2020「歴史系博物館の可能性」『博物館と文化財の危機』（岩城卓二・高木博

志編) 人文書院

小西雅徳 2025 「文化財保護法改正と首都圏の文化財保護行政の実情——板橋区の事例から——」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

駒見和夫 2025 「“学芸員”の制度成立経緯とその理解」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

児美川孝一郎、前川喜平 2022 『日本の教育、どうしてこうなった? ——総点検・閉塞30年の教育政策』大月書店

児美川孝一郎 2024 『新自由主義教育の40年』青土社

児美川孝一郎 2025 「学校教育をめぐる政策・改革動向」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

笹川孝一 2025 「美と学問としての博物館空間としての museum と住民・統治者の自画像」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

佐々木秀彦 2017 「日本博物館協会による「対話と連携の博物館」——市民とともに創る新時代の博物館へ——」『日本の博物館のこれから: 「対話と連携」の深化と多様化する博物館運営』(山西良平・佐久間大輔編)

佐々木秀彦 2025 「博物館法改正に伴うデジタルアーカイブと多様な連携」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

佐藤一子 2025 「社会教育法体系の理念にもとづく社会教育施設のあり方」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

杉長敬治 2025 「博物館法行政と博物館法についての評価」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

関根理恵 2025 「文化政策と文化財保存修復」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

新藤宗幸 2020 『新自由主義にゆがむ公共政策』朝日新聞出版

諏訪康雄 2005 「提言 キャリア権は何をどう変えるのか」日本労働研究雑誌 544

鷹野光行 2025 「市原歴史博物館の登録と法改正」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

田中裕二 2023 「コレクション管理と評価 展示活動に偏重した事業は是正可能か」法政大学資格課程年報 Vol. 13

田中裕二 2025 「地域博物館と大学の連携——資料整理と広報、実習分野における教育と実践——」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

長澤次次 2022 「文化審議会答申と博物館法改正問題——市民の学びの自由と権利を保障する博物館の自由をめぐって」月刊『住民と自治』707号(2022年3月号)

日本博物館協会 2000 『対話と連携の博物館』

芳賀 満 2025 「新しい認証博物館制度と学芸員制度——日本学術会議の立場から——」

『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

長谷川賢二 2025 「文化観光と博物館をめぐる経験——徳島県における二つの博物館の
場合——」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

浜田弘明 2023 「学芸員課程の実状とこれからの学芸員資格制度」全博協研究紀要第 25
号

浜田弘明 2025 「博物館法改正の論議と課題」『改正博物館法で博物館はどうなる』同
成社

久井英輔 2025 「社会教育主事、社会教育士をめぐる議論の展望——歴史的概観からの
示唆と複数の〈戦略〉」『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社

前川喜平 2018 『面従腹背』毎日新聞出版

水野和夫 2023 『資本主義と不自由』河出文庫

藻谷浩介、山田桂一郎 2016 『観光立国の正体』新潮新書

矢島國雄 2025 「文化財保護法改正の経緯と展望」『改正博物館法で博物館はどうなる』
同成社

山本哲也 2025 「法令は博物館現場に何をもたらすか」『改正博物館法で博物館はどう
なる』同成社

註

- 1 文化庁は、文化観光に取り組む文化施設や事業者が、法令等の理解、ロジックモデル（事業から成果目標実現までの流れを整理した図表）の設定から、文化観光に資する各種事業の立案まで、基本的な内容やポイントを押さえるための手引き書として「文化観光推進ガイドブック」を作成する（令和 6 年 3 月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/94034301_02.pdf（2024 年 8 月 20 日閲覧）
- 2 サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>（2024 年 8 月 10 日閲覧）
- 3 全国美術館収蔵品サーチ「SHŪZŌ」 <https://artplatform.go.jp/ja/collections>（2024 年 8 月 10 日閲覧）
- 4 ワーキンググループの座長を務めた浜田によれば、これは当時の博物館振興室長の強い意向であったという。事前打ち合わせの段階で、実物教育の場である博物館の展示がバーチャルであることはあり得ないと主張したことから博物館部会での論議はなかった。ところが、法制審議には盛り込まなかった内容を、文化庁権限で行える「通知」という手段で入れ込んだことは心外である、と回顧する。
- 5 文化観光推進法に基づき認定した拠点計画及び地域計画
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/92441401.html

(2024年8月10日閲覧)

- 6 例えば、筆者らが運営した野田市郷土博物館のように、基礎機能を充実した上で「市民のキャリアデザインの拠点づくり」というミッションを達成するために諸事業に取り組んだ事例(金山喜昭2012『公立博物館をNPOに任せたら——市民・自治体・地域の連携——』同成社)がある。
- 7 浜田によれば、ワーキンググループで更新制について当然検討したが、小規模館には負担が大きすぎるとのことで定期報告という形になった。

ウェブサイト

これからの博物館の在り方に関する調査研究協力者会議 2007『新しい時代の博物館制度の在り方について』

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/toushin/07061901.pdf (2024年11月7日閲覧)

高橋明也 2019「シリーズ：これからの美術館を考える (9)「ブロックバスター展」はどこへ行く？」美術手帳(2019.2.14)

<https://bijutsutecho.com/magazine/series/s13/19216> (2024年3月18日閲覧)

(本稿は、筆者の法政大学定年退職に合わせて刊行した拙編『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社(2025年1月)に所収する拙著「第7章 改正博物館法とは何だったのか」を一部修正して再掲したものである。)

金山喜昭 経歴・研究業績一覧

経歴

■学歴

- 1977 年 3 月 國學院大學文学部史学科卒業
- 1993 年 3 月 法政大学大学院人文科学研究科日本史学専攻修士課程修了（文学修士）
- 1997 年 3 月 法政大学大学院人文科学研究科日本史学専攻博士課程単位取得満期退学

■学位

博士（歴史学） 國學院大學 文乙第 164 號（2001 年 7 月授与）

■外部研究資金

- 2001 年 4 月～2002 年 3 月 財団法人高梨学術奨励金の調査研究助成採択「前期旧石器とその社会構造の基礎的研究」（個人）
- 2013 年 4 月～2016 年 3 月 科研費（基盤研究 B）「日本の博物館総合調査研究」（研究分担者）
- 2017 年 4 月～2020 年 3 月 科研費（基盤研究 C）「指定管理者制度を導入した公立博物館の経営に関する総合調査研究」（研究代表者）
- 2021 年 4 月～2025 年 3 月 科研費（基盤研究 C）「博物館収蔵資料の保管と活用に向けた調査研究」（研究代表者）

■職歴

1977 年 4 月～1979 年 3 月 小平市鈴木遺跡調査団調査員

- 1979年4月～1983年3月 國學院大学文学部博物館学研究室部助手
- 1983年4月～1984年3月 相模原市橋本遺跡調査団調査員
- 1984年4月～2002年3月 野田市教育委員会野田市郷土博物館学芸員
同館館長補佐（1997年4月～）
- 1996年4月～2000年3月 日本大学芸術学部非常勤講師（博物館学概論、考古学）
- 1997年4月～2003年9月 東京農工大学工学部非常勤講師（博物館経営論・情報論）
- 1998年4月～1999年3月 東京都立大学人文学部非常勤講師（博物館学概論、博物館経営論・情報論）
- 1999年9月～2004年3月 首都大学東京人文社会学部講師（博物館学）
- 2000年4月～2002年3月 法政大学文学部非常勤講師（博物館実習Ⅱ）
- 2002年4月～2003年3月 法政大学文学部助教授
- 2003年4月～2007年3月 法政大学キャリアデザイン学部助教授
- 2003年10月～2008年3月 東京大学大学院人文科学研究科 / 文学部講師非常勤講師（博物館学Ⅰ）
- 2007年4月～2025年3月 法政大学キャリアデザイン学部教授
- 2008年4月～2009年3月 ロンドン大学（UCL）考古学研究所客員研究員
- 2009年4月～2010年9月 東京大学大学院人文科学研究科 / 文学部非常勤講師（博物館学Ⅰ）
- 2011年9月～2012年3月 お茶の水女子大学大学院人間文化創世科学研究科非常勤講師（文化財政策論）
- 2012年9月～2025年3月 明治大学文学部非常勤講師（博物館経営論）
- 2014年4月～2025年3月 明治大学大学院文学研究科非常勤講師（博物館経営特論）（隔年開講）
- 2019年9月～2025年3月 國學院大學大学院文学研究科非常勤講師（欧米博物館史特論）（2022年～欧米博物館史特論等）
- 2019年9月～2020年3月 東京大学大学院人文科学研究科 / 文学部非常勤講師（博物館展示論）
- 2022年4月～2024年3月 江戸川大学社会学部非常勤講師（地域文化遺産論）

2025年3月

法政大学定年退職

■主な学内活動

- 2009年4月～2010年3月 法政大学市ヶ谷キャンパス学生センター 副センター長
- 2005年4月～2006年3月 法政大学大学院キャリアデザイン研究科 副主任
- 2011年4月～2012年3月 法政大学キャリアデザイン学部 主任
- 2013年4月～2017年3月 法政大学キャリアデザイン学部 学部長
- 2013年4月～2017年3月 法政大学評議員
- 2018年4月～2019年3月 法政大学大学評価委員会 主任
- 2020年4月～2021年3月 法政大学大学評価委員会 副主任
- 2021年4月～2023年3月 法政大学ミュージアム運営委員会 委員

■学外委員等

- 2002年11月～2025年3月 文部科学省 学芸員資格認定試験に係る委員（2018年～文化庁）
- 2004年4月～2005年3月 川崎市市民ミュージアム改善委員会 委員
- 2004年4月～2010年3月 千葉県柏市文化財保護委員会 委員
- 2004年7月～2005年7月 港区新郷土資料館基本構想検討委員会 委員
- 2005年3月～2023年6月 公益財団法人興風会 評議員
- 2005年5月～2019年3月 NPO法人野田文化広場 理事・事務局長
- 2005年4月～2015年3月 島根県立古代出雲歴史博物館運営協議会 委員
- 2006年10月～2007年3月 松本市基幹博物館基本構想策定委員会 委員
- 2007年4月～2019年3月 NPO法人野田文化広場による野田市郷土博物館運営（指定管理者）事務局長
- 2007年7月～2013年9月 花王・コミュニティミュージアム・プログラム（主催：花王株式会社、企画：NPO法人市民社会創造ファンド）審査委員
- 2007年8月～現在 千葉県野田市史編纂委員会 専門委員
- 2007年11月～2008年3月 財団法人横浜市ふるさと歴史財団 外部評価委員

- 2010年4月～2022年3月 文部科学省（2018年～文化庁）学芸員等在外派遣研修審査委員会に係る委員
- 2010年4月～2011年3月 新潟市美術館の評価及び改革のための委員会 委員長
- 2011年5月～2012年3月 新潟市文化施設のあり方 アドバイザー
- 2011年6月～2011年9月 多摩六都科学館組合指定管理者候補者選定委員会 委員
- 2011年6月～2022年3月 新潟市美術館及び新潟市新津美術館協議会 委員
- 2012年2月～2017年3月 北秋田市史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会 委員
- 2012年6月～2014年5月 川崎市市民ミュージアム協議会 委員
- 2012年9月～現在 公益財団法人茂木本家美術館 理事
- 2014年4月～2015年3月 ICOM The Museum2014 実行委員会委員
- 2014年7月～現在 新潟市新津鉄道資料館協議会 座長
- 2015年3月～同年10月 公益財団法人日本博物館協会「博物館白書編集委員会」 委員
- 2017年5月～2018年3月 文部科学省「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業にかかる事業選定委員会」 委員
- 2018年2月～2019年2月 文部科学省 中央教育審議会 専門委員
- 2018年4月～2019年3月 文部科学省「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」における「持続的な博物館経営に関する調査」技術審査会技術審査 専門委員
- 2018年11月～2019年3月 文化庁「持続的な博物館経営に関する調査」の企画評価委員
- 2019年4月～2020年3月 公益社団法人日本博物館協会「博物館総合調査」 委員
- 2019年4月～現在 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団 理事
- 2019年9月～現在 東京都江戸東京博物館資料収蔵委員会 委員
- 2020年5月～2020年9月 文部科学省「EBPMをはじめとした統計改革を推進するための調査研究（社会教育調査の改善に資する

	調査研究) 委託事業 審査委員
2020年7月～2021年3月	川崎市文化芸術振興会臨時委員
2020年7月～2021年3月	(文部科学省委嘱事業) 社会教育調査の改善に資する調査研究有識者研究会 委員
2020年9月～2022年3月	文化庁 博物館等の国際交流の促進事業選定委員会 委員
2021年7月～現在	全日本博物館学会 常任委員
2021年5月～2024年9月	東京都江戸東京博物館外5施設指定管理者評価委員 日本看護協会における博物館に関する検討委員会 委員長
2023年2月～現在	公益財団法人日本博物館協会「新登録制度実行のための体制の検討・整備に係る検証・普及事業」アドバイザーボード 委員
2023年3月～現在	高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・收藏のあり方検討会 委員
2025年1月～現在	(文化庁委託事業)「博物館の収集方針に関する調査研究」アドバイザー

研究業績

■著書

1. 『地域博物館のソーシャル・マーケティング戦略』(1999年9月) 全219頁、ミュゼ
2. 『日本の博物館史』(2001年7月) 全426頁、慶友社
3. 『博物館学入門——地域博物館学の提唱——』(2003年5月) 全251頁、慶友社
4. 『公立博物館をNPOに任せたら——市民・自治体・地域の連携——』(2012年3月) 全217頁、同成社
5. 『博物館と地方再生——市民・自治体・企業・地域との連携——』(2017年3

月) 全 183 頁、同成社

6. 『指定管理者制度を導入した公立博物館の経営に関する総合調査研究』平成 29 年～令和元年度 日本学術振興会科学研究費助成研究成果報告書 (2020 年 1 月) 全 160 頁

■編著

1. 『キャリアデザイン学への招待』児美川孝一郎・武石恵美子共編 (2014 年 1 月) 全 216 頁、ナカニシヤ出版
2. 『法政大学学芸員課程設立 50 周年記念シンポジウム報告書：大学における学芸員養成を展望する～新カリキュラムの実践と検証を踏まえて～』(2015 年 3 月) 全 96 頁、法政大学資格課程
3. 『転換期の博物館経営——指定管理者制度と独立行政法人の検証と展望——』(2020 年 4 月) 全 248 頁、同成社
4. 『博物館のコレクション管理——ポスト・コロナ時代の資料の保管と活用』(2022 年 6 月) 全 267 頁、雄山閣
5. 『博物館のコレクション管理——ポスト・コロナ時代の資料の保管と活用 (増補改訂版)』、(2023 年 6 月) 全 277 頁、雄山閣
6. 『博物館の収蔵庫問題と新たなコレクション管理』(2024 年 12 月) 雄山閣
7. 『改正博物館法で博物館はどうなる』(2025 年 1 月) 同成社

■共著

1. 「鈴木遺跡の礫群の研究」(共著者：溝口優司、小田静夫、赤沢威)『鈴木遺跡 (I)』(1978 年 3 月) 349 頁 - 388 頁
2. 「博物館の規模とその構成：博物館の職員」「博物館の予算規模とその内容」「館種別博物館における現状と課題：歴史系博物館」(共著者：加藤有次)『博物館学講座 3 (日本の博物館の現状と課題)』(加藤有次編) (1980 年 3 月) 全 280 頁中 34 頁、雄山閣出版
3. 「館種別博物館史：歴史系博物館史」(共著者：加藤有次)『博物館学講座 2 (日本と世界の博物館史)』(樋口秀雄編) (1981 年 1 月) 全 243 頁中 29 頁、雄山閣出版

4. 「館種別博物館の調査研究：総合博物館」（共著者：加藤有次）『新編博物館学講座 6（博物館調査研究法）』（加藤有次・鷹野光行・西源二郎・山田英徳・米田耕治編）（2001 年 10 月）全 199 頁中 13 頁、雄山閣出版
5. 「資料等の収集保管」（共著者：瀬谷愛）『令和元年度 日本の博物館総合調査報告書』（2020 年 9 月）全 294 頁、127 頁 - 148 頁、公益財団法人日本博物館協会
6. 『博物館収蔵資料の保管と活用に向けた調査研究（公立博物館アンケート調査結果）報告書』（日本学術振興会科学研究費助成事業 基盤研究（C）22K01019）（2024 年 5 月）（共著者：石川貴敏）全 175 頁
7. 「（日本学術会議史学分科会）シンポジウム パネルディスカッション」（共著者：栗原祐司、小佐野重利、井上由佳、松田陽、栗田秀法、佐久間大輔、芳賀満）『博物館の未来を考える』（「博物館の未来を考える会」刊行会編）（2021 年 8 月）93 頁 - 118 頁、中央公論美術出版
8. 「（パネルディスカッション）博物館の収蔵コレクションの現状と課題を考える」（共著者：石川貴敏、岡本桂典、篠崎茂雄、佐々木彦彦、金山喜昭、半田昌之、中尾智行、竹内有理、栗原裕司、田中裕二）『博物館の収蔵庫問題と新たなコレクション管理』（金山喜昭編）（2024 年 12 月）雄山閣

■分担執筆

1. 「旧石器時代の東葛地方」「倉之橋遺跡」『東葛上代文化の研究』（古宮・下津谷両先生還暦記念祝賀事業実行委員会編）（1988 年 5 月）全 349 頁中 5 頁
2. 「博物館の種類：公立博物館」「私立博物館」「博物館と地域社会」「博物館職員とは」「職員の専門性」『博物館ハンドブック』（加藤有次、椎名仙卓編）（1990 年 4 月）全 337 頁中 18 頁、雄山閣出版
3. 「江戸・東京湾の昔の話や偉い人の話：奥東京湾の貝塚」『江戸東京湾事典』（江戸東京湾研究会編）（1991 年 5 月）全 338 頁中 2 頁、新人物往来社
4. 「旧石器時代：石材」「礫群、配石、石囲い炉、土坑、住居」「縄文時代：石材」『図解日本の人類遺跡』（小野昭、春成秀爾、小田静夫編）（1992 年 5 月）全 242 頁中 12 頁、東京大学出版会
5. 「黒曜石の産地推定から交易を明らかにする」『新視点日本の歴史 1（原始編）』

- (鈴木公雄・石川日出志編) (1994年4月) 全340頁中7頁、新人物往来社
6. 「海進海退現象」『考古学による日本の歴史16(自然環境と文化)』(大塚初重、白石太一郎、西谷正、町田章編) (1997年5月) 全178頁中8頁、雄山閣出版
 7. 「野田醤油醸造業と水運」『利根川～人と技術文化』(北野進・是永定美編) (1999年3月) 全290頁中14頁、雄山閣出版
 8. 「海進海退」「貝塚」『縄文学の世界』(小林達雄編) (1999年5月) 全254頁中3頁、朝日新聞社
 9. 「館種別博物館の企画運営：郷土博物館」『新編博物館学講座12(博物館経営論)』(加藤有次・鷹野光行・西源二郎・山田英徳・米田耕治編) (1999年10月) 全232頁中5頁、雄山閣出版
 10. 「館種別博物館の役割と使命：総合博物館」「郷土博物館」『新編博物館学講座3(現代博物館論)』(加藤有次・鷹野光行・西源二郎・山田英徳・米田耕司編) (2000年4月) 全239頁中9頁4月、雄山閣出版
 11. 「前期旧石器捏造事件と博物館展示の対応」『検証日本の前期旧石器』(春成秀爾編) (2001年5月) 全201頁中4頁、学生社
 12. 「国宝館」他『博物館学事典』(全日本博物館学会編) (2011年8月) 雄山閣
 13. 「細石器」他『角川世界史辞典』(2001年10月) 角川書店
 14. 「博物館における調査研究活動：他館との共同研究」「大学等の研究機関との連携」「館種別博物館の調査研究：歴史博物館」『新編博物館学講座6(博物館調査研究法)』(加藤有次・鷹野光行・西源二郎・山田英徳・米田耕治編) (2001年10月) 全199頁中34頁、雄山閣出版
 15. 「‘教える’から‘学ぶ’への転換」『学ぶ心を育てる博物館～「総合的な学習の時間」への最新実践例』(金山喜昭・平岡健・長島雄一・古澤立巳・廣瀬隆人編著) (2000年3月) 全126頁中16頁、ミュゼ
 16. 「全体討論」(司会)『前期旧石器問題とその背景』(小田静夫、小野昭、小林達雄、笹川孝一他) (段木一行監修) (法政大学文学部博物館学講座編) (2002年3月) 全218頁、ミュゼ
 17. 「考古学と博物館：野外博物館と史跡整備」『NHK 学園通信講座考古学入門』(小林達雄編) (2004年4月) 全202頁中2頁、学校法人日本放送協会学園

18. 「旧石器時代の解説」「旧石器時代：槇の内遺跡、尾崎南遺跡、岩名第 14 遺跡」『野田市史資料編考古』（2005 年 3 月）全 429 頁中 13 頁、野田市
19. 「キャリアデザインによるまちづくり」『キャリアデザインへの挑戦——58 人のキャリアデザイン論』（菊地達昭編著）（2007 年 9 月）全 299 頁中 4 頁
20. 「富士山に対する縄文人の意識化について」『富士山と日本人の心性』（天野紀代子・澤登寛聡編）（2007 年 10 月）全 353 頁中 22 頁、岩田書院
21. 「博物館の歴史と現状：歴史博物館」「総合博物館」「郷土博物館」『新編博物館概論』（鷹野光行・西源二郎・山田英徳・米田耕治編）（2011 年 3 月）全 299 頁中 33 頁、同成社
22. 「公立博物館を NPO が経営する成果と課題——指定管理者の NPO 運営館を直営期と比較する——」『人間の発達と博物館学の課題』（2015 年 2 月）全 379 頁中 24 頁、同成社
23. 「博物館指定管理者制度 指定管理者制度による民間企業運営館のヒアリング調査報告、日本学術振興会科学研究費補助金研究成果報告書基盤研究（B）『日本の博物館総合調査研究 平成 27 年度報告書』（研究課題番号：25282079）（研究代表者 篠原徹）（2016 年 1 月）49 頁 - 165 頁
24. 「第 7 部第 1 章シンポジウム報告 博物館指定管理者制度」『日本の博物館総合調査研究』（研究代表者 篠原徹）（日本学術振興会科学研究費助成事業研究調査報告書 基盤研究（B）25282079）（2016 年 1 月）249 頁 - 267 頁
25. 「博物館機能論史」『博物館学史研究事典』（青木豊・鷹野光行編）（2017 年 12 月）全 401 頁中 6 頁、雄山閣出版
26. 「指定管理者制度と博物館の動向」『転換期の博物館経営——指定管理者制度と独立行政法人の検証と展望——』（金山喜昭編）（2020 年 4 月）2 頁 - 23 頁、同成社
27. 「博物館と地域コミュニティの連携～学びのネットワーク形成をめざして～」『転換期の博物館経営——指定管理者制度と独立行政法人の検証と展望——』（金山喜昭編）（2020 年 4 月）170 頁 - 179 頁、同成社
28. 「博物館経営の展望」『転換期の博物館経営——指定管理者制度と独立行政法人の検証と展望——』（金山喜昭編）（2020 年 4 月）224 頁 - 243 頁、同成社
29. 「館種別分析：郷土・歴史博物館」『令和元年度 日本の博物館総合調査報告

- 書』（2020年9月）216頁 - 226頁、公益財団法人日本博物館協会
30. 「コロナ禍と博物館」『21世紀の博物館学・考古学』（青木豊先生古稀記念発起人会編）（2021年2月）185頁 - 199頁、雄山閣
 31. 「学芸員を研究職と認定する制度について」『博物館の未来を考える』（「博物館の未来を考える」刊行会編）（2021年8月）69頁 - 82頁、中央公論美術出版
 32. 「博物館の収蔵資料の処分について」『日本の博物館のこれからIV — 博物館法改正を巡る議論 —』（研究代表者：山西良平）（日本学術振興会科学研究費助成事業研究成果報告書）基盤研究（c）課題番号18K01115）（2021年8月）91頁 - 107頁
 33. 「博物館の使命と学芸員のキャリア形成」『キャリア・スタディーズ』（田中研之輔、遠藤野ゆり、梅崎修編）（2024年9月）135頁 - 143頁、日本能率協会マネジメントセンター
 34. 「はじめに」『博物館の収蔵庫問題と新たなコレクション管理』（金山喜昭編）（2024年12月）雄山閣
 35. 「収蔵庫の満杯問題の所在と課題」『博物館の収蔵庫問題と新たなコレクション管理』（金山喜昭編）（2024年12月）雄山閣
 36. 「はじめに」『改正博物館法で博物館はどうなる』（金山喜昭編）（2025年1月）同成社
 37. 「改正博物館法とコレクション管理をめぐる諸問題～博物館登録制度の参酌基準の解釈について～」『改正博物館法で博物館はどうなる』（金山喜昭編）（2025年1月）77頁 - 85頁、同成社
 38. 「改正博物館法とは何だったのか」『改正博物館法で博物館はどうなる』（金山喜昭編）（2025年1月）274頁 - 296頁、同成社

■学術論文等

1. 「先史時代遺跡の炭化物片の分布」（共著者；小田静夫）第四紀研究第17巻第3号（日本第四紀学会）（1978年11月）125頁 - 141頁

2. 「博物館展示法の一考察～ジオラマ展示を題材として～」博物館学雑誌第 7 巻第 2 号（全日本博物館学会）（1982 年 3 月）30 頁 - 39 頁
3. 「武蔵野、相模野両台地における旧石器時代の礫群の研究」神奈川考古第 19 号（神奈川考古同人会）（1984 年 4 月）1 頁 - 34 頁
4. 「神奈川県橋本遺跡出土の黒曜石の石器集中ヶ所の検討～旧石器時代における相模野台地の尖頭器文化の発生問題について」太平台史窓第 3 号（1984 年 10 月）12 頁 - 35 頁
5. 「先石器時代の礫群研究史」古代文化第 39 巻 7 号（財団法人古代学協会）（1987 年 7 月）36 頁 - 51 頁
6. 「礫群の機能と用途」古代文化第 40 巻 8 号（1988 年 8 月）1 頁 - 20 頁
7. 「古奥東京湾周辺における縄文時代黒浜期の貝塚形成と古環境」（共著者：小杉正人、張替いづみ、樋泉岳二、小池裕子）考古学と自然科学第 21 号（日本文化財科学会）（1989 年 3 月）1 頁 - 22 頁
8. 「博物館における死者の展示」國學院大學博物館學紀要第 13 輯（1989 年 3 月）45 頁 - 53 頁
9. 「鹿児島県博物館史」國學院大學博物館學紀要第 14 輯（1990 年 3 月）42 頁 - 53 頁
10. 「始良 Tn 火山灰降下期における黒曜石石器群」國學院大學考古学資料館紀要第 6 輯（1990 年 3 月）1 頁 - 15 頁
11. 「野田市大崎貝塚出土ウマ遺残の年代について～縄文時代にウマはいたか」（共著者：近藤恵、松浦秀治、松井章）人類学雑誌第 99 巻 1 号（日本人類学会（1991 年 3 月））93 頁 - 99 頁
12. 「先史時代の黒曜石研究史」法政考古学第 17 集（1992 年 3 月）51 頁 - 71 頁
13. 「四代勝文斎製作の押絵扁額「醤油醸造之図」」野田市史研究第 3 号（1992 年 3 月）117 頁 - 135 頁
14. Obsidian studies in Japan（英文）、法政大学大学院紀要第 30 号（1993 年 3 月）89 頁 - 97 頁
15. 「縄文時代前期における黒曜石交易の出現」法政考古学第 20 集（1993 年 11 月）61 頁 - 85 頁
16. 「博物館資料調査研究論（試論）——名匠勝文斎の押絵行燈を題材として——」

博物館学雑誌第 21 巻第 2 号（1996 年 3 月）1 頁 - 20 頁

17. 「博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究（前編）—— ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略——」 國學院大學博物館學紀要第 21 輯（1997 年 3 月）103 頁 - 121 頁
18. 「博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究（中編）—— ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略——」 國學院大學博物館學紀要第 22 輯（1998 年 3 月）57 頁 - 75 頁
19. 「野田郷土博物館における特別展「写真が語る野田の歴史と文化」と「野田の新しいまちづくりフォーラム」の開催～郷土博物館による「まちづくり」活動の一例」 博物館学雑誌第 24 巻第 1 号（1998 年 10 月）55 頁 - 74 頁
20. 「博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究（後編）—— ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略——」 國學院大學博物館學紀要第 23 輯、37 頁 - 47 頁
21. 「“まちづくり”と市民意識の形成に関する地域博物館の可能性」 博物館学雑誌第 24 巻第 2 号（1999 年 3 月）37 頁 - 50 頁
22. 「現代社会の批判機能をもつ博物館活動の試み——野田市郷土博物館の「私のコレクション」展——」 博物館学雑誌第 25 巻第 1 号（1999 年 9 月）63 頁 - 70 頁
23. 「近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察（前編）」 國學院大學博物館學紀要第 24 輯（2000 年 3 月）1 頁 - 50 頁
24. 「近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察（中編）」 國學院大學博物館學紀要第 25 輯（2001 年 3 月）1 頁 - 52 頁
25. 「近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察（後編）」 國學院大學博物館學紀要第 26 輯（2002 年 3 月）3 頁 - 57 頁
26. 「NPO 博物館とその現代的課題」 國學院大學博物館學紀要第 27 輯（2003 年 3 月）83 頁 - 98 頁
27. 「富士山と先史時代」（共著者：高橋毅） 国際日本学第 1 号（法政大学国際日本学研究所）（2003 年 10 月）
28. 「まちづくりを踏まえた公立博物館の役割」 法政大学キャリアデザイン学部紀要第 1 号（2004 年 3 月）29 頁 - 58 頁

- 42 法政大学キャリアデザイン学部紀要第 22 号
29. 「前・中期旧石器捏造問題関係考古学者のキャリアと移行期の再設計」法政大学キャリアデザイン学会紀要第 3 号（2006 年 2 月）67 - 82 頁
30. 「まちづくりと市民のキャリアデザイン（1）—— NPO 法人野田文化広場メンバーの場合——」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 3 号（2006 年 3 月）237 頁 - 256 頁
31. 「学芸員課程でのキャリア教育と派生する課題——フィールド調査と企画展“樽職人玉ノ井芳雄のキャリアと技”をめぐる大学生の意識調査より——」法政大学キャリアデザイン学会紀要 Vol. 4（2007 年 2 月）117 頁 - 138 頁
32. 「まちづくりと市民のキャリアデザイン（2）—— NPO 法人野田文化広場が野田市郷土博物館を運営する基本的な考え方」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 4 号（2007 年 3 月）191 頁 - 212 頁
33. 「博物館と市民のキャリア形成——“ボランティア”から“はしかけ”へ」（共著者：布谷知夫・北村美香）キャリアデザイン研究 Vol. 3（2007 年 9 月）163 頁 - 170 頁
34. 「まちづくりと市民のキャリアデザイン（3）——市民コレクション展が市民のキャリア形成に与えた影響——」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 5 号（2008 年 3 月）201 頁 - 226 頁
35. 「学芸員になるまでのキャリアに関する一考察」法政大学キャリアデザイン学会紀要 Vol. 6（2009 年 2 月）187 頁 - 206 頁
36. 「まちづくりと市民のキャリアデザイン（4）——市民の要望による地域博物館とは——」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 6 号（2009 年 3 月）41 頁 - 56 頁
37. 「学芸員のライフキャリアに関する一考察」法政大学キャリアデザイン学会紀要 Vol. 7（2010 年 2 月）91 頁 - 100 頁
38. 「ミュージアム・コレクション論（1）」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 8 号（2011 年 3 月）49 頁 - 68 頁
39. 「地域博物館と市民のキャリアデザイン——市民のキャリア支援という視点から——」野田市郷土博物館・市民会館年報・紀要 Vol. 3（2011 年 3 月）99 頁 - 119 頁
40. 「公立博物館の経営効率をみる～直営館と NPO 運営館を比較する～」法政大

学キャリアデザイン学会紀要 Vol. 9 (2012年2月) 23頁 - 32頁

41. 「野田市郷土博物館における「政策連携」の成果と展望」野田市郷土博物館・市民会館年報・紀要 Vol. 4 (2012年3月) 115頁 - 120頁
42. 「市町村合併にともなう文化施設の再編成のあり方～新潟市西蒲区の事例より～」法政大学資格課程年報 Vol. 1 (2012年3月) 27頁 - 37頁
43. 「NPO が運営する公立博物館学芸員の給与の実態と問題改善」法政大学キャリアデザイン学会紀要 Vol. 10 (2013年2月) 25頁 - 36頁
44. 「都市住民のライフキャリアの充実度をみる～千葉県北西部 10 市の事例から～」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 10 号 (2013年3月) 63頁 - 92頁
45. 「新潟市新津鉄道資料館を再生する」法政大学資格課程年報 Vol. 2 (2013年3月) 23頁 - 38頁
46. 「日本の博物館学芸員の養成の現状と課題」日越外交関係樹立 40 周年記念国際シンポジウム『日本人の人材育成から学ぶ——さらなるベトナムの発展のために』ベトナム国家大学ホーチミン市人文社会科学大学 (2013年11月) 145頁 - 162頁
47. 「指定管理者制度を導入した公立博物館はどのように変わったか (試論) ～NPO が運営する 10 館の事例を検証する～」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 11 号 (2014年3月) 41頁 - 67頁
48. 「大学における博物館学芸員の養成の現状と課題」法政大学資格課程年報 Vol. 3 (2014年3月) 25頁 - 34頁
49. 「指定管理者制度による NPO 運営館の収入状況と課題——指定管理料・利用料金・NPO 財源の取り扱い」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 12 号 (2015年3月) 153頁 - 173頁
50. 「大学における学芸員養成課程の新カリキュラム実施の現状と評価～法政大学の旧カリキュラムと新カリキュラム受講生を比較する～」法政大学資格課程年報 Vol. 4 (2015年3月) 13頁 - 19頁
51. 「鉄道資料館と商店街の連携とその波及効果～新潟市新津鉄道資料館と新津商店街の事例から～」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 13 号 (2016年3月) 43頁 - 59頁

- 44 法政大学キャリアデザイン学部紀要第 22 号
52. 「公立博物館はどのように変わったか～『日本の博物館総合調査』の分析結果より～」法政大学資格課程年報 Vol. 5 (2016 年 3 月) 21 頁 - 30 頁
53. 「直営館のリニューアルと再生の取り組み——弘前市立博物館と福井県立恐竜博物館の事例から——」法政大学資格課程年報 Vol. 6 (2017 年 3 月) 19 頁 - 24 頁
54. 「博物館のコレクション管理の動向と展望——イギリスのコレクション管理から学ぶこと——」國學院大學雑誌第 118 巻第 11 号 (2017 年 11 月) 114 頁 - 136 頁
55. 「住民が設立した資料館とその展開——滋賀県の田上郷土史料館の事例から——」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 15 号 (2018 年 3 月) 205 頁 - 219 頁
56. 「公立博物館の入館料は無料か有料か——博物館のあるべき姿を問い直す——」法政大学資格課程年報 Vol. 7 (2018 年 3 月) 23 頁 - 32 頁
57. 「公設財団法人による公立博物館運営の現状と課題～指定管理者制度の 15 年を検証する～」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 16 号 (2019 年 3 月) 5 頁 - 32 頁
58. 「物産会から博覧会へ～博物館前史と黎明期を辿る～」明治大学学芸員養成課程紀要 30 (2019 年 3 月) 1 頁 - 13 頁
59. 「函館仮博物場の成立と展開」法政大学資格課程年報 Vol. 8 (2019 年 3 月) 23 頁 - 35 頁
60. 「博物館と地域コミュニティの連携——学びのネットワーク形成をめざして——」社会教育 No. 878 (2019 年 7 月) 12 頁 - 18 頁
61. 「公立博物館の所管の選択性が博物館行政におよぼす影響に関する一考察」全博協研究紀要第 22 号 (全国大学博物館学講座協議会) (2020 年 3 月) 1 頁 - 18 頁
62. 「日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会が提言する学芸員の二区分案について」法政大学資格課程年報 Vol. 10 (2021 年 3 月) 55 頁 - 62 頁
63. 「19 世紀イギリスの公立博物館の成立について」法政大学資格課程年報 Vol. 11 (2022 年 3 月) 27 頁 - 34 頁

64. 「博物館法改正と学芸員養成の在り方について—全国大学博物館学講座協議会のアンケート結果の分析より—」全博協研究紀要第 25 号 (2023 年 3 月) 15 頁 - 31 頁
65. 「博物館倫理を考える～国内外の倫理規程比較と現場の視点から～」(共著者: 川崎真緒、井畔杏里沙、趙 奕) 全博協研究紀要第 26 号 (2024 年 3 月) 59 頁 - 73 頁
66. 「日本の博物館における倫理規程の現状～現場における倫理に関する課題調査を踏まえて～」(共著者: 竹下春奈、大参翔平、松本亜美) 全博協研究紀要第 26 号 (2024 年 3 月) 75 頁 - 90 頁
67. 「文化観光拠点施設は「地域の活性化」を促進するのか——群馬県立歴史博物館の事例から——」(共著者: 野崎彩乃、野村遼平、馬場千紘) 全博協研究紀要第 27 号 (2025 年 3 月)
68. 「「文化観光拠点計画」の現状と課題——群馬県立歴史博物館の事例を通して——」(共著者: 有原寛、永井涼、山崎陽斗) 全博協研究紀要第 27 号 (2025 年 3 月)

【研究ノート・報告等】

1. 『前原遺跡』(共著者: 深沢百合子、伊藤富士夫、中津由紀子) (1975 年 11 月) 前原遺跡調査団・国際基督教大学考古学研究センター
2. 「前原遺跡Ⅳ中層 2 文化の礫群」(共著者: 小田静夫) 考古学研究第 23 巻第 1 号 (考古学研究会) (1976 年 7 月) 116 頁 - 119 頁
3. 『鈴木遺跡と旧石器時代』(共著者: 加藤有次、小田静夫、戸田正勝、中津由紀子、芳賀英一) (1976 年 11 月) 27 頁、小平市教育委員会・小平市鈴木遺跡調査会
4. 「先土器時代: 礫群と配石」『前原遺跡』(小田静夫・伊藤富治夫・C.T. キーリー編) (1976 年) 62 頁 - 98 頁、国際基督教大学考古学研究センター
5. 「先土器時代: 礫群」『新橋遺跡』(中津由紀子・千浦美智子・小田静夫・J.E. キダー編) (1977 年 3 月) 75 頁 - 95 頁、新橋遺跡調査会、
6. 「(遺跡近況) 鈴木遺跡」かわら版高井戸東 Vol. 1 (1977 年 9 月) 1 頁 - 2 頁
7. 「先土器時代: 遺物の分布」『鈴木遺跡Ⅰ』(鈴木遺跡調査団編) (1978 年 3 月)

102 頁 - 247 頁、鈴木遺跡刊行会

8. 「先史時代遺跡資料の造形保存法」(共著者: 加藤有次、森山哲和) 國學院大學博物館學紀要第 4 輯 (1980 年 3 月) 4 頁 - 24 頁
9. 「博物館学的発想にもとづく考古学調査~小平市鈴木遺跡の調査」國學院大學博物館學紀要第 4 輯 (1980 年 3 月) 36 頁 - 45 頁
10. 「先土器時代」『鈴木遺跡Ⅳ 都市計画道路小平 2・1・3 号線内』(鈴木遺跡調査団編) (1981 年 3 月) 15 頁 - 320 頁、鈴木遺跡刊行会
11. 「書評: 樋口清之・加藤有次著『こんなに役立つ博物館』」國學院大學博物館學紀要第 5 輯 (1981 年 3 月) 8 頁
12. Masao SUZUKI, Yoshiaki KANAYAMA and Kenji TOMURA, Intrasite Obsidian Analysis of the Suzuki site, Tokyo, St. Paul's Review of Science Vol. 4, No. 4, 1983
13. Masao SUZUKI, Yoshiaki KANAYAMA, Akira ONO, Toshiaki TSURUMARU, Shizuo ODA and Kenji TOMURA, Obsidian Analysis: 1974-1984, St. Paul's Review of Science Vol. 4, No. 5, p. 131-140, 1984
14. Masao SUZUKI, Yoshiaki KANAYAMA, Yutaka AOKI and Kenji TOMURA, Intrasite Obsidian Analysis of the Hashimoto site, Sagamiharashi, Kanagawa-ken, Japan, St. Paul's Review of Science Vol. 4, No. 5, p. 121-129, 1984
15. 「神奈川県相模原市橋本遺跡の黒曜石分析」旧石器考古学第 30 号 (旧石器文化談話会) (1985 年 4 月) 113 頁 - 117 頁
16. 「黒曜石分析の現状と課題」日本文化財科学会会報第 10 号 (1986 年 2 月) 1 頁 - 5 頁
17. 「日本地質学会討論会~100 万年前より新しい試料の地質年代測定に参加して」旧石器考古学第 33 号 (1986 年 11 月) 69 頁 - 72 頁
18. 「出土遺物の科学分析、黒曜石分析」(共著者: 鈴木正男、福岡久、戸村健児) 田代治西大宮バイパス No. 4 遺跡Ⅱ (大宮市遺跡調査会報告第 16 集) (1986 年) 112 頁 - 122 頁
19. 「考古学における黒曜石研究」東京の遺跡第 14 号 (東京考古談話会) (1987 年 2 月) 182 頁

20. 『千葉県野田市槇の内遺跡——第Ⅳ次発掘調査』(共著者：下津谷達男)(1987年3月) 237頁、野田市遺跡調査会
21. 「文化財としての黒曜石」月刊文化財 No. 298 (1987年7月) 13-23頁
22. 「礫群の機能と用途」季刊考古学第27号 (1989年5月)
23. 「伊豆半島段間遺跡出土の黒曜石原石」考古学雑誌第75巻第1号 (1989年9月) 79頁-92頁
24. 「博物館は人骨展示に配慮を～歴史的な理解には復元模型で十分」朝日新聞(朝刊)10月9日『論壇』(1989年10月)
25. 「開館30周年記念特別展『野田と貝塚』の記録」MUSEUM ちば第21号(千葉県博物館協会)(1990年3月)1頁-9頁
26. 「礫群研究の手がかり」東京の遺跡 No. 27 (東京考古談話会)(1990年5月) 359頁-360頁
27. 「石器組成の変遷」(共著者：山本薫、柴田徹)石器文化研究3(1991年3月) 103頁-112頁
28. 「書評：『石となった花』」UNIVERSUM (法政大学生生活協同組合)(1990年8月) Vol. 12、5頁、
29. 「野田市郷土博物館における特別展『古墳文化のあけぼの』について」博物館学雑誌第16巻第1・2号(1991年3月)50頁-53頁
30. 「関東・中部地方の黒曜石の3大産地とその石器が出土した遺跡の分布図」『日本全図(ジャパン・クロニック)』(宇野俊一・大石学・小林達雄・佐藤和彦・鈴木靖民・竹内誠・濱田隆士・三宅明正編)(1991年3月)30頁、講談社
31. 「四代勝文斎と押絵細工」月刊文化財340号(1992年1月)36頁-45頁
32. 「四代勝文斎の押絵行燈に見られる河鍋暁斎の嵌め込み絵」河鍋暁斎研究会誌第46号(1992年3月)21頁-22頁
33. 「河鍋暁翠の絵馬」河鍋暁斎研究会誌第46号(1992年3月)33頁
34. 「(展覧会だより)「華ひらく押絵の新世界」」浮世絵芸術104(1992年4月) 30頁-32頁
35. 「(書評)佐藤宏之著 日本旧石器文化の構造と進化」法政史学第45号(1993年3月)127頁-129頁

- 48 法政大学キャリアデザイン学部紀要第 22 号
36. 「(座談会) 勝文斎と押絵」(共著者: 岩崎均史、安村敏信、丸山伸彦) 博物館セミナーシリーズ 4 (野田市郷土博物館) (1993 年 3 月) 26 頁
37. 「(座談会) 野外博物館の現状と展望」(共著者青木豊・内川隆志・粕谷崇(司会) 加藤有次) 國學院雑誌第 94 卷 3 号 (1993 年 3 月) 66 頁 - 91 頁
38. 「野田市郷土博物館と醤油の町 (上)」法政第 448 号 (1993 年 11 月) 36 頁 - 37 頁
39. 「野田市郷土博物館と醤油の町 (下)」法政第 449 号 (1993 年 12 月) 38 頁 - 39 頁
40. 「縄文時代の人間活動」(共著者: 倉田恵津子) 松戸市立博物館調査報告書 2 『縄文時代以降の松戸の海と森の復元』(1994 年 8 月) 127 頁 - 139 頁
41. 「野田の醤油造り」特別展図録『江戸の大店高崎屋』文京ふるさと歴史館 (1994 年 10 月) 6 頁 - 7 頁
42. 「座談会: 今、明かされる勝文斎の人と作品~そして野田と日本橋の関係」(共著者: 有田芳男、岩崎均史) 日本橋 189 号 (1995 年 1 月) 7 頁 - 13 頁、日本橋コミュニティーセンター
43. 「勝文斎の押絵行燈」目の眼 No. 221 (1995 年 2 月) 33 頁 - 41 頁、里文出版
44. 「勝文斎・里帰り展の顛末」滴第 12 号 (1995 年 3 月) 25 頁、國學院大學
45. 「博物館実習について」千葉経済大学学芸員課程紀要創刊号 (1996 年 3 月)
46. 「地震災害と博物館」國學院大學博物館學紀要第 20 輯 (1996 年 3 月) 52 頁 - 65 頁
47. 「パネルディスカッション: 千葉県の博物館における地震対策に関する現状と課題」(共著者: 高木博彦・西山純子・榊原茂・鈴木昇一) MUSEUM ちば 第 27 号 (1996 年 3 月) 11 頁 - 28 頁
48. 「阪神淡路大震災と博物館」関東の博物館第 20 号 (関東地区博物館協会) (1996 年 3 月)
49. 「エコミュージアムと遺跡の保存・活用」月刊文化財発掘出土情報 168 号 (1996 年 9 月) 4 頁分
50. 「書評: 『博物館学総論』」國學院雑誌第 97 卷 10 号 (1996 年 10 月) 58 頁 - 61 頁
51. 「博物館における小学生を対象にした歴史学習の実践」季刊ミュージアムデー

タ 35 (1996年12月) 1頁-5頁

52. 「醤油の町・野田に伝わる押絵行燈」『新日本古典文学大系』第96巻付録、岩波書店 (1997年11月)
53. 「老人ホーム移動博物館の実践とその意義づけ」『博物館研究』第33巻6号 (1998年6月) 30頁-35頁
54. 「集落間の交流と交易」『季刊考古学』第64号 (1998年8月) 59頁-63頁
55. 「地域のネットワークを支える博物館 野田市郷土博物館の幻の童謡作曲家をめぐる活動」『ミュゼ』第25号 (1998年10月) 8頁-10頁
56. 「書評：地域博物館と市民の関わり」『ミュゼ』第31号 (1998年8月) 11頁
57. 「対談：今だからこそ「まちづくり」の心を育てていく地域博物館を」(共著者：佐々木亨)『ミュゼ』第33号 (1999年2月) 14頁-19頁
58. 「野田市中央小学校の音楽授業と統合的学習の試み」『ミュゼ』第34号 (1999年4月) 16頁
59. 「山中直治の復活5周年記念の住民コンサートの開催」『ミュゼ』第35号 (1999年6月) 19頁-21頁
60. 「現代社会の批評機能を持つ博物館活動の試み～野田市郷土博物館の「私のコレクション展」」『博物館学雑誌』第25巻第1号 (1999年9月) 63頁-70頁
61. 「地方分権社会における地域博物館の現状と課題」『ミュゼ』第39号 (2000年2月) 20頁-23頁
62. 「地域社会の崩壊を食い止める～地域博物館の新たな役割～」『ミュゼ』第41号 (2000年6月) 24頁-25頁
63. 「旧石器発掘ねつ造を問う～速やかに民間主導で情報公開を」『ミュゼ』第44号 (2000年12月) 22頁-23頁
64. 「4年前の特別展がきっかけ・活動の広がり・企画展『山中直治の童謡を描いた童画の世界』を通して」『ミュゼ』第44号 (2000年12月) 16頁-17頁
65. 「博物館と情報公開① 情報公開の目的と意義」『ミュゼ』第45号 (2001年2月) 21頁-23頁
66. 「博物館と情報公開② 一次資料の持つ「事実」とは」『ミュゼ』第46号、(2001年4月) 24頁-25頁
67. 「博物館と情報公開③ 集めること、触れること、」『ミュゼ』第47号 (2001年6

月) 26 頁 - 27 頁

68. 「博物館と情報公開④ 一次資料と二次資料の特性を共に生かす」ミュゼ第 48 号 (2001 年 8 月) 26 頁 - 27 頁
69. 「まちづくりを念頭に住民に自立化促す活動で」教育新聞 (2001 年 9 月)
70. 「前期旧石器問題の社会的背景を探る～文学部博物館学講座・シンポジウムと企画展から」(共著者: 段木一行) 法政第 553 号 (2001 年 9 月) 6 頁 - 10 頁
71. 「博物館と情報公開⑤ 近現代の歴史展示について」ミュゼ第 49 号 (2001 年 10 月) 24 頁 - 25 頁
72. 「博物館と情報公開⑥ 「まちづくり」と人権問題への取り組み」ミュゼ第 50 号 (2001 年 12 月) 22 頁 - 23 頁
73. 「博物館と情報公開⑦ 「持続可能な開発」にとっての環境情報」ミュゼ第 51 号 (2002 年 1 月) 26 頁 - 27 頁
74. 「市民と博物館・学校・行政の連携による新しい地域文化づくり～千葉県野田市における童謡作曲家山中直治の復活の軌跡」博物館学雑誌第 27 巻第 1 号 (2002 年 3 月) 25 頁 - 36 頁
75. 「野田市郷土博物館の五感にうたえる特別展「親子で楽しむ文化財展」博物館学雑誌第 27 巻第 2 号 (2002 年 3 月) 39 頁 - 44 頁
76. 「博物館と情報公開⑧ 前期旧石器問題に対する博物館の対応 (前編)」ミュゼ第 52 号 (2002 年 4 月) 30 頁 - 31 頁
77. 「博物館と学校の連携」ミュゼ第 52 号 (2002 年 4 月) 8 頁 - 11 頁
78. 「博物館と情報公開⑨ 前期旧石器問題に対する博物館の対応 (後編)」ミュゼ第 53 号 (2002 年 6 月) 34 頁 - 35 頁
79. 「前期旧石器捏造事件」季刊考古学第 80 号 (2002 年 7 月) 123 頁 - 126 頁
80. 「博物館と情報公開⑩ 大学博物館の情報公開」ミュゼ第 54 号 (2002 年 8 月) 28 頁 - 29 頁
81. 「博物館と情報公開⑪ NPO 博物館と情報公開 (前編)」ミュゼ第 55 号 (2002 年 11 月) 26 頁 - 27 頁
82. 「モノの魅力を引き出す映像展示」視聴覚教育第 56 巻 11 号 (2002 年 11 月) 30 頁 - 31 頁
83. 「博物館と情報公開⑫ NPO 博物館と情報公開」ミュゼ第 56 号 (2003 年 1

月) 30頁-31頁

84. 「報告「能楽資料の美」と「沖縄文化研究所所蔵貴重文献展」を終えて」法政第549号(2003年1月)16頁-17頁
85. 「報告：企画展「能楽資料の美」と「沖縄文化研究所所蔵貴重文献展」の報告と評価」教育学会誌第30号(法政大学教職課程)(2003年3月)87頁-96頁
86. 「資格課程とキャリアデザイン」教育学会誌第30号(2003年3月)36頁-37頁
87. 「博物館と情報公開^⑬ 「まちづくり」に不可欠な情報公開」ミュゼ第57号(2003年3月)30頁-31頁
88. 「法政大学文学部創立八〇周年記念シンポジウム「21世紀の知とところと人間」(共著者：勝俣浩、ジョン・M・ブロウカリング、吉村浩一、牧野英二)法政大学文学部紀要No.48(2003年3月)45頁-79頁
89. 「博物館と学校の新たな関係づくりとは」国立民族学博物館・博物館国際シンポジウム『自由な学びを支援するには——英米の博物館事情を探る』講演記録・論文集(2003年4月)110頁-112頁
90. 「博物館と情報公開^⑭ 企業博物館～電力館の原子力展示～」ミュゼ第58号(2003年5月)30頁-31頁
91. 「博物館と情報公開^⑮ 博物館リテラシーということ」ミュゼ第59号(2003年7月)30頁-31頁
92. 「書評：新時代に求められる博物館の指針書——マネジメントの必要性——」図書新聞2650(2003年10月)
93. 「この本を読んで日本民藝館へ行こう」法政第559号(2003年11月)9頁
94. 「日本の公立博物館の回顧と展望～「まちづくり」をふまえた公立博物館の新しい役割～」Conference Preceedings on Facing the Challenging 21st Century, Dialogues among Museums in Taiwan and Japan(2004年3月)124頁-142頁
95. 「キャリアデザインする博物館へ」ミュゼ第65号(2004年7月)28頁-29頁
96. 「学芸員とキャリアデザイン」ミュゼ第67号(2004年11月)24頁-25頁
97. 「問われはじめる学芸員のビジネスモデル」ミュゼ第67号(2004年11月)13頁

98. 「(巻頭言) 日本キャリアデザイン学会中間集会「まちづくりとキャリアデザイン」に向けて」キャリアデザインニュースレター4 (2005 年 1 月)
99. 「若者がキャリアデザインをはかる博物館——私の仕事館——」ミュゼ第 68 号 (2005 年 1 月) 22 頁-23 頁
100. 「地域博物館の経営改革という課題」しまねの古代文化第 12 号 (2005 年 3 月) 141 頁-169 頁
101. 「会場からの発言：オーケストラとミュージアムの経営改革の類似性」文化資源学第 3 号 (2005 年 3 月) 150 頁
102. 「キャリアデザインと学校教育」ミュゼ第 69 号 (2005 年 3 月) 26 頁-27 頁
103. 「「キャリアデザインによるまちづくり」の提唱」文部科学教育通信 No. 125 (2005 年 6 月) 20 頁-21 頁
104. 「日本キャリアデザイン学会中間大会(野田市)を終えて」(タウン誌) 月刊とも第 312 号 (2005 年 7 月) 14 頁
105. 「(心に残るこの一冊) 博物館を思うことの大切さ——『父さんのからだを返して～父親を骨格標本にされたエスキモーの少年～』」法政第 582 号 (2005 年 11 月) 13 頁
106. 「崩れた定説 残った不信 旧石器捏造 5 年」読売新聞夕刊(寄稿) (2005 年 11 月 2 日)
107. 「博物館が抱える問題点とこれから」建築雑誌 Vol. 122 No. 1557 (2006 年 2 月) 14 頁-15 頁
108. 「(座談会) 野田を語る⑭『作曲家中山直治を偲ぶ～生誕 100 年に当たって～』」(共著者：杉崎善治郎、秋葉啓子、奥住淳、(司会) 下津谷達男) 野田市史研究第 17 号 (2006 年 3 月) 5 頁-64 頁
109. 「まちづくりへの発展性：コメント」法政大学キャリアデザイン学会紀要 Vol. 3 (2006 年 3 月) 171 頁-172 頁
110. 「キャリアデザインのためになる地域博物館」月刊観光 No. 474 (2006 年 4 月) 10 頁-13 頁
111. 「NPO 法人が博物館をキャリアデザインの拠点にする」日本キャリアデザイン学会ニュースレター 30 (2007 年 3 月)
112. 「国際博物館会議の博物館学学科会 (ICOFOM) に参加して」ミュゼ第 80

- 号 (2007 年 4 月) 26 頁 - 27 頁
113. 「NPO 運営で地域博物館が市民のキャリアデザインの拠点に」国づくりと研修 117 号 (2007 年 7 月) 22 頁 - 25 頁
 114. 「博物館でキャリアデザイン～人づくりから地域コミュニティの活性化へ～」地方自治職員研修第 40 巻第 10 号 (2007 年 10 月) 67 頁 - 69 頁
 115. 「博物館・美術館等を拠点とした市民活動への支援——花王・コミュニティミュージアム・プログラム 2007 から」ミュゼ第 83 号 (2008 年 1 月) 8 頁
 116. 「パネルディスカッション「学芸員の在り方について」部会参加報告」博物館研究第 43 巻 2 号 (2008 年 2 月) 31 頁
 117. 「21 世紀の博物館像を考える——博学連携への期待」『大学改革シンポジウム・三重大学開学 60 周年記念事業 文化力と地域の活性化を拓く博学連携 (博物館と大学との連携) 記録集』(2009 年 2 月)
 118. 「英国の博物館事情～コレクション・マネジメントの現場から～」ミュゼ第 87 号 (2009 年 2 月) 18 頁 - 19 頁
 119. 「NPO 法人が指定管理者を活用した新しい地域博物館活動——市民のキャリアデザインと地域コミュニティの拠点づくりをめざして——」地域政策研究第 46 号 (2009 年 3 月) 42 頁 - 47 頁
 120. 「野田市郷土博物館の事例：特集指定管理者の是非を問う——社会教育施設はどう変わるのか——」社会教育 No. 772 (2010 年 10 月) 74 頁 - 78 頁
 121. 「NPO が運営する公立博物館——野田市郷土博物館の事例より——」社会教育 No. 795 (2012 年 9 月) 31 頁 - 33 頁
 122. 「指定管理者制度の現状と課題～NPO が運営する公立博物館の事例から～①学芸員の給与について」ミュゼ第 101 号 (2012 年 9 月) 20 頁 - 23 頁
 123. 「指定管理者制度の現状と課題～NPO が運営する公立博物館の事例から～②施設や設備の老朽化と対策」ミュゼ第 102 号 (2012 年 12 月) 22 頁 - 23 頁
 124. 「キャリアデザインに向けた教育実践、法政大学キャリアデザイン学部創設 10 周年記念シンポジウム：新時代のキャリアデザイン——10 年の研究と教育から探る——」(共著者：高野良一・小門裕幸・宮城まり子・白戸洋) 法政大学キャリアデザイン学会紀要 Vol 10 (2013 年 2 月) 192 頁 - 223 頁

125. 「キャリアデザイン学部認定資格「地域学習支援士」創設にむけての調査研究」法政大学教育研究 4（2013 年 3 月）
126. 「指定管理者制度の現状と課題 ～NPO が運営する公立博物館の事例から～
③野田市郷土博物館と直営館の生産性を比較する」ミュゼ第 103 号（2013 年 3 月）22 頁 - 27 頁
127. 「日本列島中央部における原産地別黒曜石の分布図」『詳説日本史 B』山川出版社（2013 年 3 月）10 頁
128. 「市町村合併による公立博物館の行くえ① 休館から存続に転換した松江市の事例から」ミュゼ第 104 号（2013 年 6 月）26 頁 - 30 頁
129. 「市町村合併による公立博物館の行くえ②官民協働で地域の文化施設の拠点づくりをめざす新潟市西蒲区の事例から」ミュゼ第 105 号（2013 年 9 月）24 頁 - 29 頁
130. 「市町村合併による公立博物館の行くえ③北杜市による資料館の統廃合と再編の試み」ミュゼ第 106 号（2013 年 12 月）24 頁 - 27 頁
131. 「市町村合併による公立博物館の行くえ④～コレクションの利用価値を高めた秋田県大仙市の事例から～」ミュゼ第 107 号（2014 年 4 月）26 頁 - 27 頁
132. 「15 の学部長から新入生のあなたへ：オリジナルなキャリアデザインを築こう」法政第 666 号（2014 年 4 月）11 頁
133. 「市町村合併による公立博物館の行くえ⑤～新潟市新津鉄道資料館を改革する～」ミュゼ第 108 号（2014 年 7 月）24 頁 - 29 頁
134. 「指定管理者制度を導入した公立博物館はどのように変わったか①～NPO 運営の博物館を分析する～」ミュゼ第 109 号（2014 年 10 月）26 頁 - 29 頁
135. 「指定管理者制度を導入した公立博物館はどのように変わったか②～NPO 運営の博物館の収入状況をみる～」ミュゼ第 110 号（2015 年 1 月）26 頁 - 29 頁
136. 「佐藤一子教授のご退職にあたって」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 12 号（2015 年 3 月）5 頁 - 7 頁
137. 「指定管理者制度を導入した公立博物館はどのように変わったか③「島根方式」のその後～島根県立美術館と島根県立古代出雲歴史博物館～」ミュゼ第 111 号（2015 年 6 月）26-29 頁

138. 「指定管理者制度を導入した公立博物館はどのように変わったか④「日本の博物館総合調査」(中間報告)の分析結果より」ミュゼ第112号(2015年10月)26頁-31頁
139. 「学問領域への問題意識を評価——キャリアデザイン学部」学研・進学情報第48巻第7号(2015年10月)8頁-9頁
140. 「砂丘館 指定管理者運営10周年に寄せて」新潟日報(寄稿)2015年11月17日朝刊(文化欄)
141. 「指定管理者制度を導入した公立博物館はどのように変わったか⑤小規模指定管理館の現状と課題」ミュゼ第113号(2016年2月)26頁-27頁
142. 「指定管理者制度を導入した公立博物館はどのように変わったか⑥指定管理館の基本的な構造と行政上の留意点」ミュゼ第114号(2016年6月)24頁-26頁
143. 「(座談会)博物館学の今を語る」(共著者:青木豊、鷹野光行、芳井敬郎)國學院雑誌第117巻第12号(2016年12月)37頁-61頁
144. 「佐貫浩教授、八幡成美教授、山田泉教授のご退職にあたって」法政大学キャリアデザイン学部紀要第14号(2017年3月)5頁-8頁
145. 「導入から15年、指定管理者制度は何をもたらしたか? 博物館学の専門家・金山喜昭教授が検証する」公益・一般法人No.982(2019年3月)38頁-41頁
146. 「世界が共有する博物館のあり方の動向を実感、今後につなげよう」ミュゼ第124号(2019年11月)11頁
147. 「地域活性化にむけた博物館の使命と実践の取組み」郷土館のモノ語り No.7(青森県立郷土館)(2020年3月)
148. 「法政ミュージアムまでの道のり」法政大学資格課程年報 Vol.9(2020年3月)93頁-96頁
149. 「(コメント)鎌倉彫資料館の連携活動と今後の展開」法政大学資格課程年報 Vol.9(2020年3月)30頁
150. 「東博の入館料値上げ問題」学会ニュース No.132(全日本博物館学会)(2020年4月)6頁-7頁
151. 「さまざまな教え」法政大学資格課程年報 Vol.10(2021年3月)16頁-17頁

56 法政大学キャリアデザイン学部紀要第 22 号

152. 「あとがき」『21 世紀の博物館学・考古学』（青木豊先生古稀記念発起人会編）（2021 年 2 月）529 頁 - 530 頁、雄山閣
153. 「イギリスにおけるコレクション管理の実務指針と日本のコレクション管理の課題」國學院大學博物館学紀要第 47 輯（2023 年 3 月）123 頁 - 135 頁
154. 「日本博物館の藏品利用及其面临的问题」博物院（中国科学院監修）科学出版社（2023 年第 2 期）13 頁 - 15 頁（中文）
155. 「法政大学キャリアデザイン学部オーラルヒストリー（1）～歴代学部長・初代事務主任・座談会」（共著者：笹川孝一、高野良一、児美川孝一、平山喜雄）法政大学キャリアデザイン学部紀要第 20 号（2023 年 3 月）135 頁 - 186 頁
156. 「キャリアデザイン学部設立期の思い出」法政大学キャリアデザイン学部紀要第 21 号（2024 年 3 月）13 頁 - 16 頁
157. 「埋蔵文化財の調査・研究と博物館における資料の保存と活用」文化財信濃第 51 巻第 1 号（長野県文化財保護協会）（2024 年 4 月）1 頁 - 11 頁
158. 「博物館の収蔵コレクションの現状と課題を考える〈報告〉」カレントアウェアネス（国立国会図書館）482、2024 年 6 月 27 日

【展覧会図録等】

1. 「野田の戦中戦後展」野田市郷土博物館（1985 年 10 月）
2. 「スキー展」野田市郷土博物館（1986 年 10 月）
3. 「壺展」野田市郷土博物館（1987 年 10 月）
4. 「日本刀展」野田市郷土博物館（1988 年 10 月）
5. （1989 年 10 月）「野田と貝塚～奥東京湾沿岸部における縄文時代前期黒浜期の貝塚文化～」野田市郷土博物館
6. 「古墳文化のあけぼの～1700 年前の野田～」野田市郷土博物館（1990 年 10 月）
7. 「華ひらく押絵の新世界～勝文斎の偉業～」野田市郷土博物館（1991 年 10 月）
8. 「旧石器時代の狩りと暮らし～1 万 2 千年前の東葛地方～」野田市郷土博物館（1992 年 10 月）
9. 「最後の浮世絵師～豊原國周展～」野田市郷土博物館（1993 年 10 月）

10. 「野田市郷土博物館 35 年の歩み」野田市郷土博物館（1994 年 10 月）
11. 展覧会「～名匠勝文斎と明治の絵師達～押絵行燈の世界展」ミキモト（銀座ミキモトホール）（1995 年 1 月）
12. 「櫻田精一～人と作品（美をみる眼）～」野田市郷土博物館（1995 年 10 月）
13. 「よみがえる山中直治童謡の世界～昭和初期に活躍した郷土の作曲家～」野田市郷土博物館（1996 年 10 月）
14. 「写真が語る野田の歴史と文化～市民がつづる郷土への想い～」野田市郷土博物館（1997 年 10 月）
15. 「野田文化の芽生え～明治から昭和中期の社会教育史～」野田市郷土博物館（1999 年 10 月）
16. 「親子で楽しむ文化財展」野田市郷土博物館（2001 年 10 月）
17. 「法政大学スポーツ展～法政野球～」法政大学資格課程年報 Vol. 1（2012 年 3 月）
18. 「法政大学と大内兵衛展～われらの願い～」法政大学資格課程年報 Vol. 2（2013 年 3 月）
19. 「野上豊一郎と弥生子展」法政大学資格課程年報 Vol. 3（2014 年 3 月）
20. 「谷川徹三展」法政大学資格課程年報 Vol. 4（2015 年 3 月）
21. 「法政大学所蔵俵有作コレクション～色にみる風展～」法政大学資格課程年報 Vol. 5（2016 年 3 月）
22. （企画展）「猿にまつわる文化史展」法政大学資格課程年報 Vol. 6（2017 年 3 月）
23. 「鳥・再発見～人びとの祈りと語り～」法政大学資格課程年報 Vol. 7（2018 年 3 月）
24. 「癸犬展～犬と歩んだわたしたち～」法政大学資格課程年報 Vol. 8（2019 年 3 月）
25. 「亥と子～十二支の終わりと始まりの動物たち～」法政大学資格課程年報 Vol. 9（2020 年 3 月）
26. 「牛と生活展」法政大学資格課程年報 Vol. 10（2021 年 3 月）
27. 「虎でいしょなる」法政大学資格課程年報 Vol. 11（2022 年 3 月）
28. 「こんなところにうさぎ展」法政大学資格課程年報 Vol. 12（2023 年 3 月）

【学会口頭発表、講演等】(未定稿)

1. 「先土器時代の礫群」日本人類学会・日本民族学会第 23 回連合大会 (東京外国語大学) (1979 年 10 月)
2. 「博物館学的発想にもとづく考古学調査」全日本博物館学会研究大会 (國學院大學) (1980 年 6 月)
3. 「相模原市橋本遺跡の調査」青木豊) 神奈川県遺跡調査研究会発表委員会 (横浜市開港記念館) (1983 年 10 月)
4. 「神奈川県相模原市橋本遺跡の黒曜石分析」(共同発表者: 鈴木正男) 日本考古学協会第 50 回研究大会 (法政大学) (1984 年 4 月)
5. 「神奈川県相模原市橋本遺跡の黒曜石分析～特に神津島産とみられる黒曜石について～」(共同発表者: 鈴木正男、戸村健児) 1984 年日本第四紀学会大会 (学習院大学) (1984 年 8 月)
6. 「千葉県野田市檜の内遺跡の調査成果と漁業活動の検討」(共同発表者: 下津谷達男) 日本考古学協会第 52 回研究発表会 (駒沢大学) (1986 年 4 月)
7. 「関東地方における先史時代黒曜石分析～特に神津島産・高原山産について～」(共同発表者: 鈴木正男、戸村健児) 1986 年日本第四紀学会研究発表会 (筑波・地質調査所) (1986 年 8 月)
8. 「黒曜石分析における考古学研究の意義づけ」日本文化財科学会大会 (奈良国立文化財研究所) (1987 年 6 月)
9. 「縄文海進期における古奥東京湾の古環境と遺跡分布」(共同発表者: 小杉正人、小池裕子、張替いずみ、樋泉岳二) 日本文化財科学会大会 (奈良国立文化財研究所) (1987 年 6 月)
10. 「奥東京湾域における縄文黒浜期の貝塚形成と古環境」(共同発表者: 小杉正人、小池裕子、張替いずみ、樋泉岳二) 日本文化財科学会 (学習院大学) (1988 年 5 月)
11. 「博物館展示資料の背後にある人間性への配慮」全日本博物館学会研究大会 (1988 年 6 月)
12. 「相模原市橋本遺跡の調査」(共同発表者: 青木豊、土井英好) 第 7 回神奈川

県遺跡調査・研究発表会（横浜市開港記念会館）（1988年10月）

13. 「奥東京湾域の縄文貝塚の形成史の特徴」1990年度日本第四紀学会ミニシンポジウム（埼玉県立博物館）（1990年6月）
14. 「大崎貝塚縄文後期の貝層出土ウマ遺存体の年代学的研究とその意義」（共同発表者：松浦秀治他）日本文化財科学会（1991年5月）
15. 「南関東旧石器時代における信州系黒曜石の在り方」長野県旧石器文化研究交流会（鷹山町）（1991年9月）
16. 「勝文斎と押絵」博物館セミナー公開座談会」（共同発表者：岩崎均史・安村敏信・丸山伸彦）（野田市郷土博物館）（1991年10月）
17. 「旧石器時代の石器石材の交易」芝山町教育委員会（1992年11月）
18. 「八丈島倉輪遺跡の黒曜石分析」（共同発表者：鈴木正男、戸村健児）1993年日本第四紀学会大会（福岡市博物館）（1993年8月）
19. 「阪神淡路大震災と博物館」関東地区博物館協議会（1995年6月）
20. 「縄文時代の日本海沿岸部における黒曜石の交流」日本考古学協会第61回研究大会（東海大学）（1995年5月）
21. 「縄文時代における信州産黒曜石の交流」関東甲信越静地区埋文職員研究会（戸倉上山田温泉）（1995年11月）
22. 「パネルディスカッション：千葉県の博物館における地震対策に関する現状と課題」千葉県博物館協会（千葉市）（1996年6月）
23. 「阪神淡路大震災と博物館」全国埋蔵文化財連絡協議会（1996年10月）
24. 「黒曜石の故郷を探る～理化学研究の歩みと成果」（明治大学考古学博物館）（1997年6月）
25. 「市民との幅広い連携の在り方～博物館の枠組みを考える～」日本ミュージアム・マネジメント学会研究会（1999年2月）
26. 「シンポジウム：博物館と地域・学校」（国立教育会館社会教育研修所）（1999年7月）
27. 「地域博物館論」（国立教育会館社会教育研修所）（2000年6月）
28. 「博物館と住民の連携による山中直治童謡の普及活動」（千葉県）東葛飾地区社会教育振興大会（主催：東葛飾地区社会教育連絡協議会）（2000年9月）
29. 「シンポジウム：前期旧石器問題とその背景を考える」（発表者：小林達雄、

- 小田静夫、小野昭、笹川孝一) 法政大学文学部博物館学講座 (法政大学) (2001 年 7 月)
30. 「シンポジウム：これからの博物館にもとめられるもの」(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター) (2001 年 7 月)
 31. 「博物館学の再構築に向けて～地域博物館学の提唱 (試論)」日本ミュージアム・マネジメント学会理論構築部会 (科学技術館) (2002 年 1 月)
 32. 「公共施設はこうすれば活きる～千葉県野田市の小さな博物館が行った大きな住民運動～」宮城県公共施設活性化検討会 (主催：宮城県企画部地域振興課) (2002 年 2 月)
 33. 「わが国の博物館史・海外の博物館史」文部科学省博物館職員講習 (主催：文部科学省、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター) (2002 年 5 月)
 34. 「開かれた博物館をめざして」第 41 回北海道博物館大会 (主催：北海道博物館協会) (2002 年 7 月)
 35. 「ネットワーク化時代の中での博物館職員の役割」北海道立生涯学習推進センター生涯学習関連施設運営専門研修講座 博物館・郷土資料館コース (主催：北海道立生涯学習推進センター) (札幌市・道民活動センタービル「かでる 2・7」) (2002 年 9 月)
 36. 「博物館の現在と未来」東京国際大学学芸員養成課程特別講義 (東京国際大学) (2002 年 10 月)
 37. 「資料館・博物館の今日的な役割と課題——生涯学習と市民参画——」富士見市立資料館「市民学芸員養成講座」(富士見市立資料館) (2002 年 11 月)
 38. 「法政大学文学部創立八〇周年記念シンポジウム：21 世紀の知とところと人間」(共同発表者：勝保浩、ジョン・M・ブロウカリング、吉村浩一、牧野英二) (法政大学) (2003 年 3 月)
 39. 「日本の公立博物館の回顧と展望～「まちづくり」をふまえた公立博物館の新しい役割～」国際シンポジウム「変貌する 21 世紀の博物館～新世紀における台湾と日本の博物館世界との交流に向けて」(台湾、国立歴史博物館) (2003 年 11 月)
 40. 「郷土の作曲家 山中直治の生涯文学講座——明治・大正を生きた作家たち——」(主催：野田市立東部公民館) (2003 年 12 月)

41. 「公立博物館の回顧と展望」法政大学キャリアデザイン学会第5回研究会（法政大学）（2003年12月）
42. 「（講演・シンポジウム）地域博物館とまちづくり「博物館とまちづくり～市民とともに～」」（主催：NPO法人千葉まちづくりサポートセンター）（千葉市）（2004年7月）
43. 「博物館の管理運営を考える」日本ミュージアム・マネジメント学会制度問題研究部会・事業戦略研究部合同研究会（2004年）
44. 「地域博物館の経営改革という課題」平成16年度日本博物館協会中国支部研修会（主催：日本博物館協会中国支部）（2004年11月）
45. 「川崎市市民ミュージアムのこれから——改善委員会からの報告——」（2005年2月）
46. 「これからの博物館を考える——利用者からみた博物館——」松本市まるごと博物館友の会講演会（主催：松本市まるごと博物館友の会）（松本市立博物館）（2005年3月）
47. 「野田の童謡作曲家山中直治」川間婦人学級（野田市川間公民館主催）（2005年3月）
48. 「公立博物館の回顧と展望～まちづくりをふまえた新しい公立博物館の役割～」法政大学キャリアデザイン学会例会（2005年12月）
49. フォーラム「博物館法改正を考える」全日本博物館学会第32回研究発表会（2007年6月）
50. 「指定管理者制度を利用した野田市郷土博物館の改革と評価」全日本博物館学会第37回研究発表会（2011年6月）
51. 「地域博物館と市民活動～野田市郷土博物館の改革と評価～」法政大学キャリアデザイン学部連続シンポジウム（法政大学）（2011年10月）
52. 「キャリアデザインに向けた教育実践」法政大学キャリアデザイン学部創設10周年記念シンポジウム：新時代のキャリアデザイン——10年の研究と教育から探る——」（発表者：高野良一・小門裕幸・宮城まり子・白戸洋、司会：金山）（法政大学）（2012年10月）
53. 「直営・指定管理・地方独立法人」平成25年度 第3回ミュージアム・マネジメント研修（文化庁主催）（2013年12月）

- 62 法政大学キャリアデザイン学部紀要第 22 号
54. 「指定管理者制度を導入した公立博物館はどのように変わったか～NPO が運営する 14 館の事例を検証する～」全日本博物館学会第 40 回研究大会（明治大学）（2014 年 6 月）
55. シンポジウムⅡ「大学における学芸員養成を展望する」（発表者：青木豊・栗原祐司・鷹野光行・矢島國雄、司会：金山）（法政大学学芸員課程設立 50 周年記念シンポジウム（法政大学）（2014 年 12 月）
56. 「基調報告：大学における学芸員養成の現状と課題」法政大学学芸員課程設立 50 周年記念シンポジウム（法政大学）（2014 年 12 月）
57. シンポジウムⅠ「新カリキュラムの実践と課題」（発表者：今野農・里見親幸・菅井薫・杉長敬治・田尻美和子、司会：金山）法政大学学芸員課程設立 50 周年記念シンポジウム（法政大学）（2014 年 12 月）
58. 「市民のキャリアデザインをサポートする博物館～野田市郷土博物館の事例～」Museum 2015 自己変革する博物館 変化し続ける組織づくり（明治大学）（2015 年 1 月）
59. 「指定管理者制度による NPO 運営館の収入状況と課題～指定管理料・利用料金・NPO 財源の取り扱い～」全日本博物館学会第 41 回研究大会（京都国立博物館）（2015 年 6 月）
60. 「これからの博物館のあり方をさぐる～県立博物館・市立博物館の事例より～」山形県博物館協議会研修会（山形県立博物館）（2015 年 7 月）
61. シンポジウム「公立博物館・美術館の指定管理運営館の現状と課題」（趣旨説明・司会進行）、科研費基盤研究 B「日本の博物館総合調査研究」（法政大学）（2015 年 9 月）
62. 「大学における学芸員養成の現状と課題」法政大学学芸員養成を展望する～新カリキュラムの実践と検証を踏まえて～、法政大学資格課程（法政大学）（2015 年 12 月）
63. 「小規模指定管理館の現状と課題」日本博物館協会 平成 27 年度研究協議会（東京国立博物館黒田記念館）（2016 年 1 月）
64. 「博物館と市民・NPO の連携」堺市博物館活性化戦略会議（堺市博物館）（2016 年 2 月）
65. 「鉄道資料館と商店街の連携とその波及効果——新潟県新津鉄道資料館と新

津商店街の事例から——」全日本博物館学会第42回研究大会（明治大学）（2016年6月）

66. 「小規模公立博物館と指定管理者制度」日本博物館協会 平成28年度研究協議会（江戸東京博物館）（2017年2月）
67. 「指定管理者制度の現状と課題について」環境省・EPO北海道 第2回環境学習の可能性を考える（札幌市）（2017年3月）
68. 「NPO法人による地域博物館の指定管理運営～野田市郷土博物館：10年間の成果と課題～」（共同発表者：柏女弘道）全日本博物館学会第43回研究大会（滋賀県立琵琶湖博物館）（2017年7月）
69. 「旧石器時代を巡って」野田地方史懇話会講演会（野田市北部公民館）（2017年8月）
70. 「テーマ実現に迫るビジョンの検討」平成29年度（文部科学省）博物館学芸員専門講座（国立教育政策研究所社会教育実践センター）（2017年12月）
71. 「地方博物館におけるコレクション管理について～日本とイギリスの事例から考える～」秋田県博物館等連絡協議会研修会（秋田県立博物館）（2018年2月）
72. 公設財団法人の指定管理館の運営状況と課題、全日本博物館学会第44回研究大会（明治大学）（2018年6月）
73. 「公設財団法人の指定管理館の運営状況と課題」科学研究費助成事業シンポジウム『指定管理者制度による公立博物館の運営～財団法人指定管理館の現状と課題～』（法政大学）（2018年10月）
74. 「伊勢堂岱縄文館のビジョンとテーマ実現を考える」伊勢堂岱縄文館（北秋田市伊勢堂岱縄文館）（2018年11月）
75. 「テーマ実現に迫るビジョンの検討」平成30年度博物館学芸員専門講座（国立教育政策研究所社会教育実践センター）（2018年12月）
76. 「コレクション管理の状況」科研費研究会「公設財団法人のガバナンス改革と博物館・美術館のコレクション管理の現状と課題」（法政大学）（2019年1月）
77. 「NPO法人による野田市郷土博物館の運営を総括する～指定管理者による12年間の活動を振り返る～」（共同発表者：柏女弘道、大貫洋介、寺内健太郎）第45回全日本博物館学会研究大会（新潟県立歴史博物館）（2019年6月）

64 法政大学キャリアデザイン学部紀要第 22 号

78. 「大会趣旨説明：公立社会教育施設の所管のあり方の見直しの経緯と変更点」全国大学博物館学講座協議会大会（法政大学）（2019 年 6 月）
79. 「博物館の機能と役割」令和元年度社会教育主事講習（国立教育政策研究所社会教育実践センター）（2019 年 7 月）
80. 「大鹿村とエコミュージアムを考える（ワークショップ）」大鹿村観光協会・大鹿村共催（長野県大鹿村）（2019 年 11 月）
81. 「地域活性化にむけた博物館の使命と実践的な取組み」令和元年度日本博物館協会東北支部・東北地区博物館協会研修会並びに青森県博物館大会（八戸市立博物館）（2019 年 11 月）
82. 「テーマ実現に迫るビジョンの検討」令和元年度博物館学芸員専門講座（国立教育政策研究所社会教育実践センター）（2019 年 12 月）
83. 「博物館の機能と役割」令和元年度社会教育主事講習（国立教育政策研究所社会教育実践センター）（2020 年 7 月）
84. 「博物館活動と地域づくり」令和 2 年度博物館学芸員専門講座（国立教育政策研究所社会教育実践センター）（2020 年 12 月）
85. 「学芸員を研究者と認定する制度について」今後の博物館制度を考える 博物館法改正を見据えて 主催：日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会・全日本博物館学会）（2021 年 3 月）
86. 「歴史系博物館のコレクション管理について」2021 年度全日本博物館学会研究大会（高知みらい科学館 オーテピア）（2021 年 6 月）
87. （2021 年 7 月）「博物館の機能と役割」令和 3 年度社会教育主事講習（国立教育政策研究所社会教育実践センター）
88. 「博物館の役割と運営」日本看護協会（日本看護協会 J NA ホール）（2021 年 9 月）
89. 「文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」コメント」全日本博物館学会研究会（京都国立近代美術館）（2022 年 2 月）
90. 「学芸員の役割と待遇問題」2022 年度全国大学博物館学講座協議会大会（岡山理科大学）（2022 年 6 月）
91. 「コレクション管理の考え方と方法」東海三県博物館協会研究交流会（セラミックパーク MINO）（2022 年 12 月）

92. 「博物館法改正と学芸員養成の在り方について～全国大学博物館学講座協議会によるアンケート結果の分析より～」全日本博物館学会第49回研究大会（國學院大學）（2023年7月）
93. 「博物館法改正と博物館の行方～特にコレクション管理について～」日本博物館協会中国支部・山口県博物館協会合同研修会（下関市）（2023年11月）
94. 「埋蔵文化財の調査・研究と博物館における資料の保存と活用」長野県文化財保護協会（長野市）（2023年11月）
95. 「博物館と地域コミュニティの連携」狛江市郷土資料館（仮称）設立をめざす会主催の勉強会（狛江市）（2024年3月）
96. 「博物館法改正と博物館の行方～特にコレクション管理について～」島根ミュージアムネットワーク研究会（松江市）（2024年6月）
97. 「博物館の現在と未来～広島県立歴史博物館に期待すること～」広島県立歴史博物館文化講演会（広島県立歴史博物館）（2024年6月）
98. 「改正博物館法とコレクション管理をめぐる諸問題～博物館登録制度の参酌基準の解釈について～」全日本博物館学会第50回研究大会（北海道開拓の村）（2024年6月）
99. 「収蔵庫の満杯問題の所在と課題」法政大学資格課程シンポジウム「博物館の収蔵コレクションの現状と課題を考える」（法政大学）（2024年5月）
100. 「博物館のコレクション管理の在り方を考える」第62回北海道博物館大会（北海道博物館協会他）（函館市）（2024年7月）
101. 「博物館学の萌芽 / 函館仮博物館を事例として」『体系・新博物館』出版プレシンポジウム第1回「何のための博物館学？～岐路に立つ博物館・求められる未来像」（國學院大學）（2024年10月）

■メディア製作

1. 監修（2020年3月）「博物館を支える学芸員の仕事」（共同監修者：駒見和彦、半田昌之）DVD全3巻 丸善出版株式会社
2. 「公立博物館の経営形態（公立博物館における指定管理者制度の課題）」（対談者：佐々木亨）放送大学『博物館経営論』（2023年度開講）（2022年5月13日収録）

■マスコミ報道（2017年5月以降）

1. NHK テレビ総合 2017年5月18日 『おはよう日本（ニュース）』「博物館の“危機” いま何が…」コメント紹介
2. 朝日新聞（夕刊）2018年5月16日「博物館展示に市民の視点」コメント紹介
3. 北鹿新聞（秋田県）2018年11月18日「文化の創出や交流 伊勢堂岱縄文館」講演の紹介記事。
4. 朝日新聞（朝刊）（山形）2018年12月6日「郷土史家の遺品行き場ない」コメント紹介
5. 愛媛新聞 2019年10月18日、山陰新聞 2019年10月27日他（共同通信配信）「特集：地域の胎動」インタビュー記事
6. 読売新聞（朝刊）（文化欄）2020年2月13日「東博など 観覧料値上げ 波紋」コメント紹介
7. 朝日新聞（朝刊）（文化文芸欄）2020年2月16日「国立博物館 なぜ今値上げ？ 東博、平常展の一般料金 620円→1000円に」コメント紹介
8. 読売新聞（夕刊）2020年9月20日「美術館再開一歩ずつ 収入激減 存続の危機」コメント紹介
9. 新潟日報（朝刊）2021年3月26日「転換期の県内美術館経営（番外編）識者インタビュー：価値ある企画 提案を」インタビュー記事
10. 中国新聞（朝刊）2021年4月28日「岩国市が計画 新博物館で5か所の資料一括保存 郷土の宝どう生かす」インタビュー記事
11. 朝日新聞（栃木版）2021年6月18日「県博物館に新収蔵庫 スペース1.6倍運用開始」インタビュー記事
12. 東京新聞（朝刊）2021年10月3日「市民ミュージアム再生 文化を守る覚悟問われる」コメント紹介
13. 北日本新聞（朝刊）2021年12月4日、9日「立山博物館開館30周年（上）（下）」コメント紹介
14. 読売新聞（朝刊）（文化欄）2022年5月5日「学芸員疲弊 非正規4割」コメント掲載
15. 読売新聞（朝刊）2022年9月25日「書評（記者が選ぶ）博物館とコレクショ

ン管理（金山喜昭編）」

16. NHK テレビ総合 2023年4月21日放送『首都圏情報ネタどり』「博物館が変わる」インタビュー
17. NHK テレビ総合 2023年9月13日放送『NHK ニュースおはよう日本』「栃木県立博物館 博物館の収蔵資料」インタビュー
18. 朝日新聞（夕刊）2023年9月22日「消えゆく民具 伝えるために」（歴史資料を守る④）インタビュー記事
19. 朝日新聞（朝刊）（文化欄）2023年11月7日「科博のCF成功の先に『収蔵品をどう守り活用、他館でも難題』インタビュー記事
20. 日本経済新聞（朝刊）2023年12月10日「収蔵庫不足、全国厳しく」インタビュー記事
21. 北海道新聞（朝刊）2024年1月1日「国立科博 CF 成功したけれど…」インタビュー記事
22. 毎日新聞（夕刊）2024年6月17日「公立博物館の収蔵庫問題でシンポ」取材記事
23. 公明新聞（朝刊）2024年7月12日「収蔵庫問題 日本版スペクトラムを」執筆記事
24. NHK 奈良放送局 2024年7月12日「奈良県立民俗博物館 収蔵庫問題」インタビュー
25. 北海道新聞（朝刊）2024年7月17日「収蔵資料の適切管理考える 函館で北海道博物館大会」コメント紹介
26. 日本経済新聞（朝刊）2024年7月29日「美術館が美術品を売る」コメント紹介
27. 北海道新聞（朝刊）2024年8月17日「博物館収蔵庫足りず 道内14館 使用率9割以上」コメント紹介
28. 読売新聞（朝刊）（文化欄）2024年9月3日「博物館 収蔵庫が満杯」コメント紹介
29. NHK テレビ総合 2024年9月5日『時論公論』「どう受け継ぐ？ 博物館の民具」調査データ提供
30. 毎日新聞（朝刊）（総合）2024年9月6日「あふれる博物館」コメント紹介

31. 産経新聞 2024年9月5日(デジタル配信)「あふれる収蔵品「いずれは限界」、全国の博物館6割で 寄贈資料廃棄には反発も」コメント紹介
32. 産経新聞(朝刊) 2024年9月6日「文化庁主導で手引作成を」論点記事掲載
33. 朝日新聞(夕刊) 2024年9月11日「公立館7割超で収蔵庫「満杯」限られたスペースに何をどう残す」コメント掲載
34. 上毛新聞(朝刊) 2024年11月6日「博物館、美術館の収蔵庫逼迫 資料保管「国が基準を」」コメント掲載
35. 読売新聞(朝刊) 2024年12月11日「集めた民具 博物館「満杯」」コメント掲載
36. 岩手日報(朝刊)(論説) 2024年12月15日「博物館「満杯」問題」調査内容紹介
37. BRUTUS(ブルータス) 2025年2月1日「未来に向けて変化するこれからのミュージアム」監修
38. 日本経済新聞(朝刊) 2025年2月25日「博物館、収蔵庫が足りない」コメント紹介